

岩波講座 日本文學

假名宛達史序説

春日政治

PL
545
K27

Kasuga, Masaji
Kana hattatsu shi josetsu

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

岩波講座 日本文學

假名發達史序說

春日政治

岩波書店

假名發達史序說

春日政治

PL
545
K27

目次

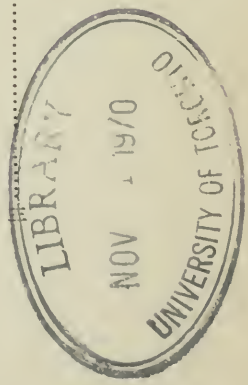
一 假名 五

二 眞假名の發生（推古朝） 五
漢字の使用——漢字の假用法——漢字假用法の溯源——假名と發音

三 眞假名の發達（推古朝以後、奈良朝以前） 二七
時代の文獻と假名——此の期の假名——略體文字の發生

四 眞假名の隆盛（奈良朝） 四五
國文の發生——歌謠の表記——奈良朝の假名——眞假名文——略體文字

五 略體假名の成立（平安朝初期） 六六
眞假名の簡易化——草假名——片假名——國語音の變化——假名と文體



はしがき 自分が假名字體の調査を始めたのは、つい數年前の事であつて、この方面の經驗は極めて日の浅いことである。率直にいふと自分は故大矢透博士の調査された材料により、かつは恩師吉澤義則博士の指教を得て、訓點物の假名について其の極めて少部分を見たに過ぎない。それ故假名の發達史をものするには、餘りに缺けた知識の多いことを思ふものである。従つて之を完全に書上げることは、自分には尙前途遑遑であると言はなければならぬ。只手始として、假名發達の經路を展望して、この仕事の見當を附けて見たに過ぎない。精緻周到な研究を以て基礎づけられない展望の、甚だしい危険を含むものであることは知つてゐるが、只今の自分としてはそれよりすべき術はないのである。寧ろ蛇に怖ぢざる盲者の大膽さをもつてこの小稿を草して、諸先輩の是正を乞ひ、我が道を拓いて行きたいと思ふのである。殊に本稿には紙數の限りもあることであり、實際未だ全く手の及ばない所——殊に草假名の調査の如き——も多いので、筆を略體假名成立の所に打擱くことにする。かくて本稿はすべて嘗試の展望であるといふ點と、かつは假名發達の起源に止まるといふ點に於て、之を序説と題した所以であり、而して本論の眞の構成は他日を待つといふ意味である。

一 假 名

我が國に文字のあるのは、漢字の將來からであつて、邦人が文字を読み文字で事を記すことがそれから始まるのである。凡そ我が國に於ける漢字の發音には二種類ある。支那の原音を模倣した讀方と、國語の意味に翻譯した讀方とである。前者を音といひ後者を訓といふ。この二種類の發音は漢文を讀解する爲に、早く用ゐられたことのやうであるが、一方事を記すに當つて、漢字を假りて國語を寫す爲に、發音を其の音又は訓に取つて、而も其の字義に關せず、只音符として用ゐたのが假名である。元來漢字が一音節の文字であり、我が國語音の單位が又一音節であることが、

漢字を假りるに於て、其の音を借りて我が一音節に漢字一字を當てるのが最も便利であつたので、其の起源からこの一音一字音借の用法が主となつて榮え、訓を借りることは寧ろ其の副であつた。而して始は無論漢字そのまゝを用ゐたのであつて、其の字形に何等の變化を及ぼさなかつた。これが眞假名(萬葉假名とも)といふのである。かくて國語の音韻的本性に最も適應した音節文字(熟音文字或は綴音文字とも)といふ音字が成立つたわけである。我が國がその初文を書き出したのは漢文様式のものであつたらしく、其の漢文の間に交へて、國語そのまゝの表現を要求する固有名詞などを記すに用ゐたのが、眞假名の抑、の始らしい。其の後邦人の作る漢文が漸次和化して來て國語に引かれた散文體が出来ると共に、一方純國語様式の歌謡を表記する必要から、眞假名の用途が漸次他の品詞にまで擴張され、其の極遂に醇粹の眞假名文體が歌謡にも散文にも成立つたのである。

この眞假名文は當時の學問たる漢文の知識程度からいふと、低い階級のものに用ゐられたことは自然であつたが、さなきだに漢字は點畫が複雑であつて書記上煩雜であるのに、一音一字式の表記の冗長な點から、勢時間上・勞力上早書きを要求して來た。かくて文字の形を崩すこと即ち草化することが行はれた。これが草假名(平假名とも)である。而して一方學問階級の人には漢籍を訓讀する際、眞假名を以て其の訓方を本文の間に書込むことが行はれ出した。狹隘な場處に迅速に記入する要求から、眞假名が完全な字形では不便であり、間に合はないことから、點畫を省いた符號様のものを生じた。之が片假名である。草假名と片假名、茲に日本特有な而も簡易化した文字が作り上げられたわけである。さて草假名は純國語に伴隨して發達し、片假名は漢文に從屬して成立つた。それ故當初は其の用途が自ら別れて、草假名は漢語・漢字を多く交へない純國語の散文・歌謡の表記として、假名自身が主體となつて使用され、片假名は漢語・漢字の多い漢文脈の文體の表記として、假名自身は從屬となつて使用されたのである。而して漢字を

草化しかつ漢字から離れた草假名が、自ら曲線的な軟かい形となり、點畫を省いた符號であり、而もそれが漢字に伴つてゐた片假名が、折線的な硬い形に止まつて、兩字體の判然別れたのも自然であると言はなくてはならない。

以上は我が假名に關する極めて概略の觀察であつて、以下時代を逐つてやゝ精細に其の發達情態を敘述したいのであるが、先づ時代を區劃しておくのが必要である。大別して眞假名時代と略體假名時代とに別ち、其の境を奈良朝と平安朝との間に置くのが妥當であらう。更に其の小分も大體政治史のそれに從つて説くのが便利であるから、眞假名時代は推古朝を發生期、飛鳥藤原朝を發達期、奈良朝を隆盛期とし、略體假名時代は平安朝初期を其の發生期とし、以後を發達期と見るべきであらうが、この稿は其の發生期までに止めて置かうと思ふのである。平安朝後期以下の草假名・片假名の歴史的觀察の、自分には未だ十分出來てゐないことは「はしがき」に述べておいた如くである。

二 眞假名の發生（推古朝）

漢字の使用

古語拾遺が言つたやうに、我が國の上古に固有文字がなかつたことが、何れの點からも確實であるとしたならば、邦人が文字上の記録は漢字を借用することから始まらなくてはならない。而して漢文を用ゐて事を記録し始めた時代は、勿論明知し難いけれども、現存の最古の古文獻が作られた時代（推古朝）よりも遙かに遠き上代に在ると見なくてはならない。歴史の談る所によれば漢字の渡來は應神天皇の時を以て最初とする。されば文字の使用も已に此頃にはあつたことは言ひ得る。次いで繼體天皇七年百濟より五經博士段楊爾、同十年五經博士漢の高安茂を奉つて段楊爾に代へんしたことがあり、欽明天皇十五年五經博士柳貴が來て、先來の馬丁安に代つた事などがあるのを見ると、

漸次漢學の開けたことが知られるから、文字使用も流行したことが想像される。

さて、我が國が事を記録せしめたことは、仁徳紀に紀角宿禰を百濟に遣して、始めて國郡の壇場を分ち、具に郷土の所出を録せしむとあるものを始め、履中紀に始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達せしめるとある如き、更に推古紀二十八年に廢戸皇子が蘇我馬子と議つて、天皇記及び國記、臣連伴造國造百八十部并に公民等の本記を録し給うたことが見えてゐる。漢文を以て盛に事を記したことが知れる。しかし其の記録の何れもが今日には残つてゐないのである。

翻つて支那の史籍に徴するに、宋書の夷蠻傳に宋の順帝の昇明二年（雄略二十二年、一一三八）に倭國王武の上表といふものがある。もとより純漢文であつて、或は歸化人の所作であらうと思はれるが、早く支那との文書往復の行はれたことを知ることが出来る。されど我が國の漢字の使用は必ずしも之等史籍に表れたものに止まらず、更に以前に溯るべきを思はせるものが多い。殊に我が西邊は早く漢との交通も開けたやうであつて、彼の九州に出土した遺物漢鏡の如きは之を證するものであつて、考古學者に由つて王莽鏡以前のものと判定される所である。殊に後漢の光武帝が中元二年（七一一）に贈つたものとされる「漢委奴國王」の印の如きは、蓋し我が國に残れる漢字の最古のものと言ふべく、隨つて之等に伴ふ文字の使用も已に行はれたのではないかと想像させる。元來我が國を倭として彼の國の書に表れたのは山海經を始め隨分古いことであるが、殊に魏志（晉の陳壽の太康年間九五〇）の編、其の倭人傳は今佚書となつてゐる魚豢の魏略に據つたもの（卷三十倭人傳が日本の事を記して、其の地名・人名・官名等を表してある如きは、已に外國人によつて我が國語の記録せられたものであるが、この交通には必ずや文字上の往來もあつたであらうと思はせるものである。されど之等は單に想像に止まつて、もとより積極的に之を證するものは遺存しないので

あるが、少くも我が國への文字の傳來は西曆第一世紀には已にあつたものであらうし、傳來のあつた以上之を使用することも、相當に早かつたことは斷言して妨ないやうである。

惟ふに學問及び文字使用の事は、當初専ら漢韓より歸化した氏族の手に在つて、彼等の讀譯・作成に待つ所が最も多かつたであらう。職業を世襲し之を以て氏姓としたことは、我が古代の社會制度であるから、其の氏姓によつて其の家業を判することが出来るが、文筆のことも亦さうであつた。かの文といひ史と稱する氏姓は全く典籍文筆を掌る職業より來たのである。而して古史に徵するに文首の氏姓を有するものは王仁の子孫であつて所謂西文であり、漢文直の姓氏を有するものは阿知使臣の子孫であつて所謂東文である。前者は韓族であつて、後者は漢族である。雄略天皇の朝遣吳の使命を奉じた身狹青、檜隈博德等の史部であつたことも、亦歸化人の子孫であつたからである。彼の阿直岐の後は阿直史を以て知られ、辰孫王（應神朝渡來）の裔王辰爾の船史の姓を以て著はれてゐるが如きは、皆文筆に與るものである。されば彼の記録に携はるものは其の初皆歸化人であつたのである。

更に外交上の事も歸化の氏族によつたものであつて、彼の阿知使臣の父子、天日槍の曾孫田道間守及び身狹青等の支那に遣はされたことは、彼等が海外の事情に通じてゐたことは勿論、一面漢文・漢字の事に通じてゐたのに由つてである。言語・文字の通譯の如きも亦彼等の任とする所であつて、従つて宋書に於ける倭國王武の表の如き外交上の文書は、必ずやこれら歸化人の起草に成つたものであらう。要するに歸化人は本來漢文・漢字と多大の關係を有するのであつて、我が國に來つて教學の師となり、記録の官となり、或は文書を作り、或は譯語の事に當り、子孫相傳へて文史の職に任じたものである。

かくて歸化人及び漢學の渡來と共に、文字使用が漸次起つて來たが、更に佛教の傳來と共に、其の使用をして益、

隆盛ならしめたやうである。繼體天皇十六年に南梁の人司馬達等といふ者が來朝して大和の高市に佛寺を建て、次いで欽明天皇十三年に百濟の聖明王が佛像及び經論を獻じたのから創まつて、佛教が漸く起つて來た。敏達・崇峻の朝には漢又は韓から歸化する僧徒が多く、佛像・經典を將來するもの相次いで、終に推古朝に至つて愈、其の隆盛を極めたのである。惟ふに彼等佛徒の講ずる所の經論は皆漢文であつて、従つて其の使用する所も亦漢文であるから、漢字使用の隆盛を助長することは自然の勢である。殊に推古天皇十五年には小野妹子を隋に遣して國書を送り、十六年共に歸朝した隋使を送つて再び彼の土に渡つた時は、學生・學問僧併せて八人を送つたとある。漢學及び佛教の興隆を助けたこと多大に、従つて漢文・漢字の使用の益、弘通し來つたことを想像しなくてはならない。

かくて今日日本に遺存する文獻の推古朝に始まることも、蓋し緣故のないことではない。而してそれら遺文は主として佛教に關する金石文である。先づ原物として存するものより擧げると、觀世音菩薩臺座銘（推古十四年）・藥師佛光背銘（推古十五年）・釋迦佛三尊光背銘（推古三十一年）・釋迦佛三尊光背銘（推古三十六年）等があり、すべて隆寺に遺存する佛像であつて、佛教關係のもののみである。尙聖德太子の御自撰に係るといふ勝鬘經疏・維摩經疏・法華義疏などがあつて、其の内法華義疏は太子の御自筆と稱するものが、今御物として現存してゐる。次に原物は存しないが、他書に記録されて存する當時の遺文は、彼の造像の銘よりも更に溯る道後溫湯碑（推古四年）は釋日本紀所引の伊豫國風土記の中に、元興寺露盤銘（推古四年）・元興寺丈六釋迦佛光背銘（推古十三年）は元興寺緣起の中に殘つてゐる。更に憲法十七條（推古十二年、帝説には十三年）は日本書紀に殘つてゐる有名な文獻であつて、尙外交上の國書として、北史・隋書等に殘つてゐるもの一つ（推古十五年）、書紀に殘つてゐるもの一つ（推古十六年）等がある。天壽國曼荼羅繡帳銘（推古三十年）は今僅かに一部分を存してゐるが、大部分は滅びて、全文は上宮聖德法

王帝説中に残つてゐる。その他、太子御撰の國造本紀の一部を舊事本記に残し、太子の御傳上宮記の逸文を釋日本紀に遺してゐるのである。

さて此等文獻を通覽するに、皆漢文若しくは和化漢文であつて國語様式の表記は一つも存しないのである。抑、外國語を表記する外國文字を讀んで其の義を曉るには、其の音を讀み得ると共に其の字の原義を國語に譯するのみでなく、其の語序に至つても之を國語風に翻して後に可能となるのである。更に其の文字を使用して我が事物を記録しようとすることは、以上の事の相當なし得た後でなくてはならない。而して我が國に於て事を記録する始は、已述の如く主として歸化人の手によつたものであつて、漸次歸化人に就いて學んだ邦人の手に成つたとしても、當初の記述法は皆漢文の様式であつたことは想像に難くない。即ち漢字を用ゐて作る文章が國語様式でなくて、漢文様式であつたのであつて、その事は亦よく上述の遺文が證據立ててゐるのである。

さて我が國の古代に在つて、漢文を讀むことが其の當初如何であつたかは問題であるが、歸化人によつて教へられたとき、之を字音直讀にしたことのあるべきは勿論であるが、亦夙く字訓反讀にすることも行はれたらうと想像される。本居宣長は漢字三音考に於て、

皇國ニシテ漢籍ヲ讀ミ又其ノ字ヲ用ル音モ訓モ彼ノ若郎子王ニ始メテ教ヘ奉リシ時ヨリ定マリタリシ事疑ナシ

と言つたのは、時や場合を餘り限定し過ぎた嫌はあるけれども、

抑、漢字ノ音ヲ知ラデハ漢籍ハ讀ムコトアタハズ、又此方ニテハ訓ナクテハ其ノ文義ヲ解ル事アタハザルワザナリ

と言つたのは當然すぎた理であつて、少くも我が古文獻に徴する時、金石文に和化漢文の存すること、延いては古事記の如き文の生れて行つたこと、更に書紀が訓註を施して和風に讀ませたこと等は、早く直讀のみでなかつたことを

證するものである。さて音韻組織を全く異にし、而も語序を異にする我が國語の表記を、漢文を以て綴ることは、已に邦人としては困難とする所であるのに、直讀のみでなく必ず反讀によつて漢文を讀み來るものが、いよ／＼純漢文様式の文をものすることの困難なることは言ふを要しない所であつて、如何に努力しても勢國語風の混じ來ることは免れないのである。是即ち和化漢文を生じて來る所以である。推古朝の遺文を見るに、純漢文に近い文例へば道後溫湯碑・十七條憲法の如きものもあるが、佛像の銘文の如きは多少とも和臭を加へたものである。然らば其の國語様式の混入は如何なる點に於て之を見るかといふに、それは勿論國語が漢文と異なる點に於て表れ來る筈である。元來國語が漢語に比して異なる大きな點は次の三つである。

一、措辭法の異なること。

二、助辭（助詞・助動詞・活用語尾）を以て實辭を連ねること。

三、敬讓語の多いこと。

この三點の相異が、漢文製作の上に著しく現れたものは推古十五年の法隆寺金堂藥師佛光背銘である。

池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大明天皇與太子而、誓願賜、我大御病太平欲坐故、將造寺藥師像作住奉詔、然當時崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大明天皇及東宮聖王、大命受賜而、歲次丁卯年仕奉。

其の如何に漢文になき措辭法、國語風の助詞の用法、若しくは敬語法を交へてゐるかを見るであらう。欲字・作字・奉字・詔字・不堪字及び受字の位置の如きは、國語風の語序に引かれたものであり、助詞於・與・而・者等の如きは支那の助字に従ひ乍ら強ひて入れた跡が見え、殊に於字のヲに用ゐられたのは普通の用法ではない。大御字・賜字・坐字の如きは全然和風の用ゐ方である。

されど、之とても亦漢文様式に作らうとしたものであつて、この時代を通覽する時は、未だ國語様式の文體をば一つも見出すことは出來ない。やはり漢文様式が此の時代に於ける文字表現の唯一の體であつた。

さて文として漢文様式を取る間に、表記上彼等の工夫を要した一つは、我が固有名詞即ち地名・人名等のそれであつた。凡そ事實の記述は必ずしも其の訓方を一定することを要せず、そこに多少の異同があつても、意味は通ずるのであるが、其の固有名詞に至つては、必ず國語の形として一定の訓方をもつやうに表記しなくてはならない。漢字を借用して我が名詞のまゝを表記するには、言ふまでもなく二つの方法があるべきである。一は其の名の意義を聯想して、其の意義に該當する文字を充てること、例へば馬子・藤原などの如く、之を訓借といふ。二は其の名の意義を顧みず、全く其の音に相當する文字を充てること、例へば蘇我・不比等などの如く、之を音借といふ。惟ふに漢文を以て我が事柄を記述する始に於ては、其の固有名詞をも其の意義に該當する文字を以てする事に相當努力が拂はれたであらう。されど其の記述者の外國人であつた場合、或はたとひ邦人であつても、其の名義の知るべからざる場合の如きは、之を音譯することが最も便利である。かくて多くの固有名詞は其の意義を考へずして、直ちに音借されたものが多い。(この手法は外國人がし始めたものである事は後にいふ。)而してかく記された音借法は之を讀むに於て最も確實性を有するものであつて、訓借の或は二様三様に讀まれる不確實さがない。殊に之を漢文中に挿入する語彙としては、他から分別され易い長所がある。固有名詞の音借は亦この爲にも採用されたのであらう。之は恰もかの佛典の固有名詞が支那に於て音譯されたのと同一情態にあるのである。かくて推古朝の遺文には多くの音借表記の固有名詞をもつてゐる。抑、是が我が假名文字の起源である。夷與村(道後溫湯碑)・斯歸斯麻宮・佐久羅韋等由良宮(元興寺露盤銘)の如き地名、阿麻古(觀世音菩薩造像銘)・止利佛師(釋迦佛造像銘)・阿米久尔意斯波羅支比里尔波弥己等・

巷宜名伊奈米大臣（元興寺丈六佛銘）の如き人名が是である。

凡そ推古朝に於ける假名は皆固有名詞の表記に見出し得るものであつて、他に用ゐられたものは殆どない。かの和化漢文に於て、故らに助詞などを附けた跡が見えるけれども、それも皆支那本來の助字を借用して、未だ音借の假名を用ゐなかつたのである。例へば、かの藥師佛光背銘が於・與・而・者などの文字を國語に引かれて多用しながら、決して假名の乎・止・豆・波などを入れることがなかつた。況や他の品詞に於てをやである。只上宮記逸文に、

我獨持抱王子無親族部之國、唯獨難養育比陀斯奉之云。（釋日本紀所引）

とある比陀斯の如きが、固有名詞以外の假名書きの特例である。「養育比陀斯」はヤシナヒヒダシなどと連ね讀むか、養育の訓をヒダシと入れたものかも不明であるが、とにかくこの三字は文中の動詞を假名書きにした珍しいものである。或は其の原據の確實性に多少疑問を置けば置かれるが、先づ動詞假名書きの萌芽と見れば見られるものである。しかし未だ一般には多くかゝる例を見出し難いのである。この他法武帝説には一音一字假名書きの歌謠があり、元興寺緣起には宣命書きの或物を存するけれども、此の様式が其の時代其の儘なりや否やは、此等の原據の成つた時を考察に入れなくてはならないから、未だ直ちに推古時代の様式であると斷言は出来ない。要するに推古時代の假名の用處は、確實な資料に據る限りは、漢文中に入る我が固有名詞の表記に於てであるといふことが出来る。

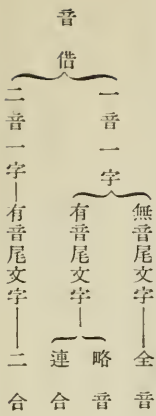
漢字の假用法

さて是等の固有名詞を表記するに漢字を如何に借用したか。元來我が國語の音韻組織は開熟音であつて、子音の獨立を許さないから、すべて一音節が音の單位となつてゐる。然るに漢語は本來一語一音節の孤立語であつて、之を表す漢字は自ら一字一語即ち一音節であるから、之を開熟音たる國語に假用するに際して、其の一字を我が一音節に充

てはめるには極めて便利な文字であつた。かくて漢字假用の第一原則として一音一字の音借法が採用された。

阿^ア 夷^イ 有^ウ 意^オ 加^カ 支^キ 歸^キ 久^ク 居^ケ 介^ケ 己^コ 古^コ

の如きがそれである。是等の文字は支那に於ても、開熟音の文字であつて、單に母音であり、若しくは母音を以て終る一音節であるから、日本語を表す文字として好適なものであるが、漢字には尙音尾に子音（三内撥音 m・n・ŋ、三内入聲 p・t・k）を有する閉熟音文字があつて、之等を我が一音節に借用する時、音尾が餘るものであるから、勢之を切捨てなくてはならない。即ち吉・等・良・凡などをキ・ト・ラ・ホと借用するが如きであつて、所謂略音假名である。しかしこの場合に於て全然音尾を切捨てるもののあると共に、其の音尾を後續する子音に連ね合せて用ゐた方法もあつて、例へば「吉多斯比弥」に於ける吉字は音尾 t を後續音の多に連ね合せたものであり、「凡牟都和希」に於ける凡字は音尾 m を後續音の牟に連ね合せたものである如きである。之を連合假名とも名づけて置かう。更にこの音尾を利用して一音節に作り、一字を我が二音節に借用する法がある。言換へると、音尾を有する一字に自由に或母音を添へて呼ぶ方法である。「難波」の難字は音尾 n に母音 i を添へてナニに借り、「足尼」の足字は音尾 k に母音 u を添へてスクに借りる如きが是である。所謂二合假名といふものである。以上が漢字を我が國語音に音借する時の原則であつて、今之を表にすると次のやうである。



この音借方法は永く我が眞假名の用法を規定し、従つて後の略體假名の字源にも因襲されるのであるが、就中、一音一字の音借が全體の主原則であつて、而も其の無音尾字の借用が中心をなして、他は極めて少數の附屬物であるのである。

次に固有名詞の訓借に於ては、其の意義に就いて正しく漢字を充てる所謂正訓の法の存することは無論であつて、廣庭・櫻井・池邊・春米・橘・小治田などの如きはそれと見るべきであらう。只葛城といひ、尾治といひ山尻といふ如きは其の原義が明かでない以上は何れとも定め難いが、恐らく表記者も地名の原義が明かでなくて、只漫然聯想される訓に借りたものであらうから、借字に入るべきものであらう。由來固有名詞殊に古地名の如きは、其の原義の解し得ないものが多いので、自然借字になり勝ちであつて、漫然の聯想を字訓と關係づけて借字したのが、遂に書慣らされて固定して了ふのが常である。それ故地名の訓借の假名であるか否かを定めることは困難であつて、結局其の境は明かでないし、不明に歸するものが多い。固有名詞の訓借用字法は他の語の場合と分つて考へらるべきものではないからうか。それ故私は姑く固有名詞の訓借は只訓借として一つに取扱つて行かうと思ふ。只最後に注意すべきは、推古遺文に關する限りでは、一名詞には音訓を交用した借字のないのが大體の原則になつてゐることである。之には多少の例外もあるが、この事は後に更めて言ふことにする。

私は茲に推古朝の遺文に表れた假名字母の一覽表を掲げる。大體大矢博士の「假名源流考」を本として作成したものである。即ち温湯碑・露盤銘・文六銘・繡帳銘・釋迦光銘・同小像銘・上宮記・太子系譜の中から抜出した假名を合せたものであるが、たゞ露盤銘の終に出てゐる工匠の名の假名であるか否か不明なものは姑く除いておいた。尙大矢博士の取らなかつたもので、温湯碑の前に置くべき觀音銘があるが、假名の合計には變化を與へない。「假名源流

考」参照）表中空白を置いて下に配した文字は濁音であり、左右二行に分けたのは特殊假名遣によつたものである。

推古朝遺文假名字母表

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
和	羅良	移夜	麻明	波	奈那	多修陀	佐沙作	加奇宜	阿
ヰ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	ヰ	イ
韋	利		未彌	非比	爾	知智至遲	斯自	歸支岐吉	伊夷
ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	留	由	牟	布夫	蕤奴	都		久	有汗字
エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	禮		米賣	俾	尼	豆代		介氣居舉希義	
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
乎	里	已與余	母	富凡菩	乃	等刀	巷嗽	己古	意

凡そ假名表記の爲に選ばれる字母に就いては、

- 一、音韻のよく適合する文字であること。
- 二、常用の漢字にあつて、而も字形の平易なこと。
- 三、同音に異文字を複用しないこと。

などを條件とするのが最も便利である。しかしかゝる標準を立てて意識的に選字することが、當初行はれたか否かは不明であるが、かゝる條件から推古朝の假名を観察することも無用ではなからうと思ふ。先づ音韻のよく合つた文字か否かといふことを檢することは頗る難問題であるが、苟も寫音しようとする以上、支那文字の許す限り近似な字母が取られたものであることは認めてよからう。只有音尾の文字を略音にして用ゐるなどは可及的避けた方が便利であるが、推古朝の假名には比較的この類が少いやうである。吉・等・凡・明・良などの數字に過ぎないが、それも吉と凡とは連合假名に用ゐられ、有明子の明も亦下の子につゞける爲だらうと思ふから、殘るものは僅かに等・良位である。(等・良などは古音無音尾であつたかも知れないといふ説もある。)略音字の少いことは、原音を枉げないで其のまま國語音に適するのであるから、讀む上から甚だ簡便である。常用の漢字であつて、字形の平易であることは、音の適否といふことに制限せられるから或度に止まらなければならぬことであるが、推古遺文には比較的難字は少いやうであつて、只巷・嗽・蕤・俾などが普通でなく何となく古風に感ぜられる位である。次は字母の複用といふことであるが、之は表に見える如く清濁と特殊假名を別として、多いのがケの四字、次が三字・二字であるが、大部分が一音一字母のものである。殊に其の内の一個人のものを抜いて見ると、字母の複用の全くないものがある。たとへば繡帳銘の假名は五十音に配して三十二音三十六字あるが、字母の二字あるものの内加と奇とは清濁を別ち、等と刀と

は特殊假名の別であり、歸・支・吉は皆別用であつて、歸・支は特殊假名、吉は連合假名である。かくてこの銘所用の假名字母はすべて單用を守つてゐることになる。斯。歸。斯。麻。宮。と書き、等。已。刀。彌。彌。乃。彌。已。等。と書いても、同一字の單調を變じようなどとはしないのであつた。元興寺露盤銘や同丈六佛銘なども略^レ之^レに準じたものである。しかし上宮記や太子系譜などの比較的後のものと見られる類には複用が多くなつてゐる。而してそれが人により物によつては、自然變ずるのであつて、普遍的統一のない自由なのが、古代の自然な處であるから、甲は伊。波。禮。と書き、乙は夷。波。禮。とかき、丙は等。由。良。と書き、丁は等。由。羅。と書くので、字母の複用が多くなり行くわけであるが、推古朝は概観して未だ極めて單純であつたと言ひ得る。

されば推古朝に於ける金石文の假名字母に於て、後世に表れないものは極めて僅少であつて、

巷 嗽 侈 至 蕤 俾 明

などに過ぎない。勿論發音を變じた數字母があるが、十中八九までは發音まで動かさずに後代に流傳するものである。而も略體假名となる多くの字母を含んでゐることを見る時、假名字體並に其の發音の起源の遠いことを思はずにはゐられない。かくて吾人は我が假名字は已に推古朝に固い根據を置いてゐることを思ふものである。要するに推古朝の假名字は、別に意識的選擇が行はれたものでもなからうけれど、字形からも従つて字音からも比較的平易であつて、同音異字の複用も少かつた。一面百濟史籍などの假名に徴して、或は外國人が大凡を定めて常用したものがあつて、自然それに倣つたので、かの繡帳銘などの單純ながら統一した用字が出来たのではないかと思はれる點もあるのである。而して其の字母の多數が長い傳統を以て今日まで流れてゐることは、殊に注意すべきことである。

漢字假用法の溯源

我が國の假名表記は已に推古朝に存在してゐた。しからばこの漢字の假用法は果して邦人獨自の工夫に由つたものであらうか。或は他に摸倣した所であらうか。之に就いて早くより唱へられる説は、金澤博士等の朝鮮の吏讀に關係づけるそれである。所謂「吏文の補助語」の義である吏讀、或は三國遺事の郷歌の表記法は、其の發生の時代の如何から姑く之を措くとするも、少くも三國史記中の地名の表記などは三國時代のものとして一顧すべきであらう。只其の様式が彼の音訓交用であるのに、我が一音一字式の純音借であることは、其の間が直接しないやうにも思はれるが、日本人は元來支那人若しくは朝鮮人に就いて漢字を習つたのであるから、この國語を漢字で音譯することも、必ずや彼等に教へられたらうといふ想像は許されるであらう。先づ國語を漢字で音譯した資料は、推古朝より以前のものが却つて支那や朝鮮の方にある。已述の漢委奴國王の印に於て、倭は國語か否かは論があるとしても、奴をナと讀んで儼地方とする説に従ふと、之もたしかに我が固有名詞を表した假名である。更に魏志の東夷傳に見える對馬・一支・末盧や、卑狗・卑奴母離・卑彌呼などは支那人が記した書に於ける日本の固有名詞である。而してそれが固有名詞であり、而も様式が一音一字の音借、又は僅少の二合音借である。この手法は全く我が推古朝の假名と同一であるのみならず、其の字母の亦頗る似たものさへある。抑、支那文字は之が構造並に應用の上に於て六書の法があり、其の内假借といふ應用法は、字義に關せず只字音のみを假用する法であつて、彼等は已に早く塞外諸國の地名・人名・官名を音寫したり、殊に佛典の翻譯の爲に梵語を音譯したりしたものである。文字を授けたものが必ずこの方法をも教へないといふことはなからう。

次に一層直接に吾人の模範となつたものは韓人の假名表記法であつて、所傳の吏讀發生よりも遙か以前に置かるべき資料がある。それは書紀（神功紀から欽明紀までの間）に引かれた百濟記・百濟新撰・百濟本紀等であつて、中に

日本の人名を音寫したものが可なりある。職麻那那加比跪（千熊長彦）・沙至比跪（襲津彦）・意斯移麻岐彌（穗積臣押山）・加不至費直（河内直）・烏胡跛臣（的臣カ）などが是である。而して是等の假借文字は一音一字（職字の如き二合音借もある）の音借様式であつて、勿論彼等の音譯には、我が國語と多少音韻上の差異を生ずることは自然ながら、其の字母の推古朝の假名に酷似し、殊に至をチ、移をヤに用ゐる如き君を支彌と書くが如きは全く相一致するものである。岡田正之博士は其の著日本漢文學史に於て、北史・隋書とこの百濟史籍と推古遺文との假名を比較して其の酷似を指摘し、全く同一起源であらうと言はれたが、實にこの百濟史籍の中からは、推古朝の假名と合致する字母二十餘を拾ふことが出来るのである。さればこの手法は直接朝鮮との關係を求める方が妥當のやうである。況や佛教が百濟から傳はり、推古朝には彼の國の僧侶・學者の來るものが多かつたから、當時の我が文獻の或物は彼等の手によつて書かれたと想像されるに於てをやである。加之訓を交へない純音借の表記法は却つて日本語に熟しない彼等のし始めたことを裏書するやうにも見える。而して彼等自國の固有名詞表記が却つて音訓交用の法であるのを見ると、それらが直接日本へ影響したといふよりは、韓人が此の土に來て我が國語に試み始めたものであるといふ方が妥當であらう。一音一字の音譯といふことは、閉熟音を有する朝鮮音を寫すよりも、すべて開熟音である我が國語音を寫すことに於て一層成立ち易いからである。つまり彼等は支那から得た自國の固有名詞の表記法を、日本の事を記すに至つて純粹の一音一字音借法として、我が國に教へたものではなからうか。

更に之に附記すべきことは、推古朝に於て固有名詞を音寫したのは、其の文獻の佛教に關するだけ、佛典よりの影響もあつたであらうと思はれることである。即ち佛典中の梵語の固有名詞の表記に摸倣したらうといふことであつて、推古朝の文獻に皇族・貴族の名前を一字一音に配したのは、其の名詞を堂々と明瞭に出さうとしたのではないかと思

はれる點がある。意譯の文字の本文に紛れ易いの比して、一音一字の音譯は本文と區別せられて、其の存在が明かになり易いからである。以上はもとより一の想像に過ぎないが、人名は命ずる際の意義が明かであるから、意譯に困難もなからうことであるのに、かく長々しく音譯にして置くことは何か理由がありさうに感ずるのである。識者の教を乞ふ所である。

假名と發音

吾々が古假名を讀むといふことは、其の漢字音と其の當てられた語詞とから考へることに由つて成立つ。吾々は或假名を常用の漢字音に隨つて讀んで、其の發音が直ちに當てられた語詞と妥當に合致する場合もあるが、常用字音で讀んでは其の語詞と妥當に合致しない場合がある。たとへば「斯歸斯麻」といふ假名を常用字音に依つてシキシマと讀むことによつて、他に師木島又は磯城島と書いてある語詞の音と妥當に一致するのであつて、始めて斯歸斯麻をシキシマと讀んでよいと讀定めるのである。しかし「比里爾波」といふ假名を常用字音でヒリニハと讀むことに由つて、他に廣庭と書いてある語詞と合はなれないことになるから、更に里の假名の當てられた他の語詞から考へられなければならぬ。例へば他に近代王とあるのが推古遺文に己乃斯里とあり、後の文獻ではあるが懷風藻に麻呂が萬里と書かれてあるから、里はロと讀んだら妥當であるといふやうに定まるのである。

かくして讀定められた後、然らば里に果してロの音があるかといふ事が問題になるのである。即ち假名の發音と漢字音との關係に就いてである。我が推古朝の假名文字を見るに、其の發音の我が吳音若しくは漢音と稱するものと甚だしく相合はないもののあることに氣附く、それらの異音は果して如何なる種類のものであるか。元來支那に於ける字音は時代によつて異なるのは勿論であるが、彼の土隋唐より宋初に至る間の標準音を唐韻とし、其の以前を古音と

し、以後を今音とし、古音は又時代によつて更に小分すべきは固よりであるが、我が國が漢學を傳へた頃は、彼の東晉の終頃と見られるから、其の傳へられた字音も唐韻に異なる古音に屬すべきことは勿論である。況や早く韓土に傳はつた古音或は漢魏に通じた時代の古音に於ては、自ら異なるもののあるべきは勿論である。抑、彼の經學と共に讀書音の傳へられたことは言ふまでもなく、以來二百年は支那に於ける東晉の末より南北朝の世に當つてゐて、字音より言へば、古音の末期唐韻に遷る過渡時代である。支那に於ては東晉の頃より音韻の學が大に發達して字音の整理が行はれたが、當時の音は要するに隋唐にかけて其の大成を見た唐韻以前の音であつた。かくて此の期に於ける我が國の讀書音は朝鮮を経て入つたと支那から直接來たとに拘らず、南北朝時代の字音が中心をなしたものであつて、之がやがて我が吳音の主要音となつたものと察せられる。されば推古朝の假名の音の異なるものは皆吳音であるといふことも出來ようけれど、時代を経て傳へられた字音には尙種々のものが入交つて、只一系統の字音であるとも見られないやうである。それ故この字音の中には所謂吳音として用ゐられる字音もあるが、それより以前の魏音、更に漢代の字音さへ交つてゐると言はれる所以である。大矢博士の如きは之を周代古音であるとさへ言はれたが、この研究は尙將來に待たなくてはならない。私は未だこの方面には甚だ暗いものであるから、只推古朝の假名について字音の古形を見るべき二三を例出するに止める。

我等が漢音でイウ韻に發音するものが、吳音ではウ韻となる一類がある。推古假名の

有^ウ 久^ク 由^ユ 留^ル

の如きは、吳音の讀方としても取扱はれ得るものであつて、後にも長く傳へられる音である。次に吳音・漢音ともにイ韻に發音する文字であつて、推古假名ではア韻に用ゐられてゐる

奇ガ 宜カ 移ヤ

などは、起源を南北朝以前にも求めなくてはならないし、後世イ韻に發音する文字であつて、推古假名のオ韻になつてゐる

意オ 己コ 止ト 己ヨ 里ハ

などは一部は吳音ともせられるが、これらも少くも漢魏の古音と見るべきであり、其の他介・豆・代・賣・米・禮をケ・テ・デ・メ・レと讀む如きは魏の音韻變化以前なりといはれ、乃字をノと讀む如きは未だナイとならない以前の音形であつて、魏志のヤマトに當てた邪馬臺の臺字と共に其の時代の古さが知れるであらう。

以上は其の一端を擧げたに過ぎないが、我が古假名の讀方には隋唐の字音のみならず、溯つて漢魏のそれにまで求めなければ説明し難いものが多い。従つて讀書音の唐韻となつた時代には、この假名の讀方にも變化を來したものである。

奇 カ↓キ 義 ゲ↓ギ

居 ケ↓コ 介 ケ↓カ

己 コ↓キ 移 ヤ↓イ

己 ヨ↓イ 里 ロ↓リ

是等の假名字母は推古朝に上のやうに讀まれたものが、書紀・萬葉等では下のやうにも用ゐられてゐるものである。(但し古音も保たれたもののあることは勿論である。)尙宜字の如きは推古朝にはガに用ゐられたのに萬葉集ではゲともギとも讀まれて、ガからゲ、更にギと移行した字音變化の跡を、我が假名用法に見ることが出来るのである。かく

て書紀・萬葉集の如きは、因襲を守つた古音と時代に從つた新音とを打交へ、從つて同一の假名を古音にも新音にも用ゐるやうになつたのである。しかし推古朝の文獻に於ける限りでは、未だ一字を兩音に用ゐることはなかつたのである。(大矢透博士著假名源流考、周代古音考、大島正健博士著吳音・漢音の研究等參照)

次に假名遣によつて我が古代音を考へることである。古代の國語音の實際は之を聞くことは出來ないから、古假名を讀むに當つても、吾々は先づ近代音韻から考へるより外ないのである。更にそれを五十音圖などに配して考へるより外ないのであるが、近代音は勿論、五十音圖にしても、推古朝からは後の世のものであるから、推古朝の音を是等に歸納して了ふことが果して正しいことであらうか。音韻にも傳統があるからそれでも大體に於て誤はないかも知れないが、それは音韻の時代的變遷を無視したことであつて、少しく精細に考へると疑問は存するのである。

例へば吾人が今日其の發音を區別しないイ・キ、エ・エ、オ・ヲの古代に言別けられたことは、其の文字表記を異にし、それを語詞に當てる上に明晰な限界が存して、決して互用出來なかつたこと、而も其の文字が漢字の原音に於て劃然區別あることを考察してから明かになつたのである。衣と延とが同一音の假名と近世まで見られてゐたものが、以上と同様な考察によつて、古代には判然區別された異音であつて、衣がア行のもの延がヤ行のもの、而も語詞に當てる上に決して混同しなかつたことが明かになつた。それ故吾々が今日同一發音に用ゐて怪しまない古假名も、それが當てられる語詞に差別ありや否やを精査し、かつ其の字音の差異如何を考察したならば、或はそれが異なる發音であることの發見される場合も想像されるのである。例へば繡帳銘の古假名に「斯歸斯麻」の歸と、「加斯支移比彌」や「布刀多麻斯支」の支とがあつて、等しくキと讀んでゐるが、少しく精細に考へるものは、先づ如何にして文字を書別けたかと疑ふ。更に之が元興寺露盤銘や同丈六佛銘にもこの二字があつて、而も語詞によつて用ゐわけて決して五

用のないことを知る時に、この假名遣に差別があり、従つて發音上の相異があるのではないかと疑ふ。而して之を支那の字音に照して、其の開合の差とか、等位の別とかのあることを知る時、この二つの語音は往昔言別けられたものではないかと考へる如きが是である。

本居宣長は古事記に用ゐてある假名の用法を觀察して、古事記傳の總論の「假字の事」といふ條に於て、同音と考へられる假名の中にも、語に隨つて使用する文字が定まつてゐるものが多くある（例へばコの假名には許・古二字ある中に、子には古字をのみ書いて許字を書くことなく、メの假名に米・賣二字を用ゐてある中に、女には賣字をのみ書いて米字を書くことがないやうに）と、十三四種の例を擧げて、この事は書紀にも萬葉集にも見えることを述べられた。宣長の發見したこの事實を、更に記・紀・萬葉を中心として、奈良朝文獻に表れた假名を徹底的に研究して、其の間の規則を發見したのは、其の門弟石塚龍麿であつて、有名な假字遣奥山路は其の調査の結果である。龍麿の達した歸結は、我が奈良朝に於ける假名遣を見るに、無論同一音に異文字を用ゐたものも多いけれど、其の中、

エ キ ケ コ ソ ト ヌ ヒ ヘ ミ メ ヨ モ

の十三音（古事記には尙チモの二音も）は其の假名文字に二類あつて、語によつて其の區別が嚴格であるといふのであつた。之が有名な特殊假名遣の論であつて、現代に於ては橋本進吉氏の再研究となり、其の他の人々の調査もあり、近來我が國語學界の注意を集めた一事項となつてゐる。（石塚龍麿著「假字遣奥山路」、橋本進吉氏の論文「國語假名遣研究史上の一發見、石塚龍麿の假名遣奥山路について」、「上代文獻に存する特殊の假名遣」等参照）この事は我が推古朝の假名用法にも觀察されなければならない（觀察されてゐると信ずる）事實であるが、推古朝の資料は何分其の數量が少いので、それ獨自に考察を遂げることは困難なものであるが、之を奈良朝の資料と合せ考へることに由つ

て、其の大體は知ることが出来るのである。今推古朝の假名の字母の重複してゐるものについて、其の一二を例出しよう。キの假名については已に其の一端を述べたのであるが、コの假名にも亦古・己二字を用ゐてある。元興寺露盤銘・同丈六佛銘に共に有明子（馬子）と記してあるのを太子系譜には汗麻古とあつて、子の義に古を用ゐてあり、又すべて人名の接尾辭のコ・ヒコは

那加都比古。伊久牟尼利比古。加多夫古。伊等斯古。（太子系譜）

などのやうに、皆古のみを用ゐて一つも己を用ゐてない。然るに一方ミコト（御事）のコには

阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等（續帳銘）

をはじめ、皆己の字であつて、古の字は決して用ゐてない。而してそれが皆奈良朝の資料に表れてゐる事實と相合ふものである。次に聖德太子の御名を

有麻移刀等己刀彌彌乃彌己等（元興寺露盤銘）

と記してあるが、其のトに刀・等の二種類あつて、書紀に記された廢戸豐聰耳命に照合すると、戸及び聰（形容詞トシの語幹）には刀を用ゐ、豐及び命（御事）のトには等を用ゐて判然區別し、かつ同一名を記した外の遺文が皆同様になつてゐるのを見ると、其の音に區別があつたと見なくてはならない。又メの假名には賣・米二字用ゐてあるが、女子の名の接尾辭メ（女の義）には伊斯賣・支彌の如く賣を用ゐ、來目・稻目等の目の假名には久米・王・伊奈米・足尼のやうに米を用ゐ別けられてゐることは亦奈良朝のものと同合ふものである。その他、居・舉・氣・希と介と、比と非と、彌と未との如きも區別があるやうに見えるが、語義が不明であつたり、類例の少い爲に斷定は出来ないものである。要するにこれらの或假名は今昔では同一と思はれるものの二類に使用し別けられたことは、奈良朝に於けると同じで

あつて、其の語の發音の異なりから來てゐるものと見られてゐる。(望月世教氏の論文「上代に於ける特殊假名遣の本質に就て」参照。)

とにかく橋本進吉氏の研究によつて、奈良朝以前の文獻にはこの區別の劃然たることが判明してゐるのであつて、推古朝にもこれらの假名遣を別けて考へなくてはならないのであり、尙此の後各期に互つて検討されなくてはならない問題である。

尙推古假名遣から古代音韻の二三について考ふべきことがある。先づア・ヤ・ワ三行のイ・ウ・エの區別についてである。推古遣文にはイの假名に伊と夷との二字がある。之は支那の原音では伊はア行、夷はヤ行と區別されてゐるが、我が國の古代に之を發音し別けたか否かの考である。丈六佛銘に夷波禮とある地名を上宮記逸文には伊波禮とあつて、同一語詞に兩字を充ててある所を以て、我がア行のイとヤ行のイとの區別は早く無かつたと見るべきである。餘り少い例からの歸納は危険もあるが、後の奈良朝にあつては例證が多くあつて、書紀が岩を伊波とも以播とも書き、萬葉集が祝を已波比とも伊波比とも書いてあるが、以・已は共に原音ヤ行のイであるのである。次にウの假名に有・汗・宇の三字があるが、原音有はア行、汗・宇はワ行の音であるのに、同一名馬子を有明子(元興寺露盤銘)とあり、汗麻古(太子系譜)とあるのを見ると、亦ア行のウとワ行のウとの區別もなかつたと言はなくてはならない。萬葉集には得に宇流といひ、植に宇宇流といつてあるが、ア行活用とワ行活用とを同字で表してゐることは亦之を證するものである。エの假名は推古遣文に一つも見えないから、ア行のエとヤ行のエとの區別は不明であるが、この區別は已述の特殊假名遣の中で最も後代まで残つたものであり、無論推古朝には存したものと推定すべきであらう。

清濁音による假名の區別は或度まで書別けられてゐた。奇・宜・義・自・陀・遲・代・夫などは濁音専用の文字であつたが、只時には清音加を濁音に用ゐ、濁音支・岐、清音波を清濁兩用にし、濁音菩、凡などを清音に用ゐる如き

もあるが、選字上時には流用されたものらしいのである。

子音に就いて注意を要するのはハ行音である。日本のハ行音は古代唇音であつたことは世の定説であるが、かの魏志に見える卑[○]狗[○]・彌[○]・巴[○]利[○]の如きは皆重唇音であり、百濟史籍に見える比[○]跪[○]・加[○]不[○]至[○]・烏[○]胡[○]跋[○]の如きも亦同一である。然るに推古朝の遺文に見えるこの假名には、

波 比 非 布 夫 俾 富 凡 菩

などがあつて、皆唇音であつたことは勿論であるが、其の内には輕唇音の非・夫・富・凡なども交つてゐる。元來我がハ行子音が何時頃からFとなつたかは、學界に論のあることであつて、今日の通説としては奈良朝以前はP音であつたらうといふ事になつてゐる。それも、支那の唇音が隋以前には重唇音のみであつたといふ學説もあり、朝鮮人が本來重唇音のみをもつてゐるといふ點もあるから、漢人・韓人が我がハ行音を重唇音字を以て表したことを以て、直ちに其の時代の我がハ行音が重唇音であつたことを斷することは積極的には不可能であり、又推古朝の假名に重輕兩唇音のあることは、無論其の何れであつたかを斷じ得ないのであつて、今日の處、日本のハ行音の古く唇音であり、而も重唇音であつたらうことが、種々の點から確かめられてはゐるものの、其の時代を何處までと定めることは、尙研究を要することである。

三 眞假名の發達 (推古朝以後 奈良朝以前)

時代の文獻と假名

漢學が傳來して文字の使用を學び始めてから已に二百年、更に佛教の將來を見て之に伴ふ經典を傳へ、文字の使用

が愈々盛となつた。加ふるに支那との直接交通が開かれたことは、益々かの學問藝術を傳へることとなつた。推古朝の文化は蓋しかくる間に成つたものであつて、従つて我が最古の文字的製作を後世に遺したのも全く之が爲である。推古朝に於て一たび興隆した文學は滔々として上流社會に普及し、殊に直接支那との交通は益々隆盛を加へて、遣唐使と共に留學生・留學僧の彼の地に至るものが多く、従つて親しく彼の地の燦然たる文化に接したから、其の影響を受けた彼等の新思想は我が政治上・文藝上はた道義上にも進出しようとした。是蓋し大化の改新の成立した所以であつた。惟ふにこの改新の動機は、之を内にしては封建制度の弊害を濟はうといふに端を發してゐることは勿論、之を外にしては隋唐の新文化に啓發された所が多いのである。大化の改新は我が國に於ける政治上の未曾有の大事件であつて、而も一に外國思想の影響であつたとするならば、當時の我が國が如何に支那文化の影響を蒙つたかを見ることが出来ぬ。かくて政治上に於ては律令の撰定となり、學術上には學校の設立學制の制定となり、學者子弟の優秀な者が輩出して燦然支那文學の隆盛を見るに至つた。従つて文字文章に於ける製作の如きも愈々隆運に趣いたことは想像するに難くない。かくて各種文獻の俄然豊富となつたことは、全く此に原因すると言つてよい。其の中最も著しい表は古事記・風土記・日本書紀の編纂である。

しかし推古朝より記・紀・風土記の表れるまでには凡そ八十年を經過してゐるが、其の間に於ける文獻は果して如何なものがあるか。先づ社會組織の革新・整頓と共に律令の撰定を必要としたから、天智天皇の朝始めて近江令二十卷が出て、更に天武・持統兩朝の刊修を經、其の後文武天皇の朝撰定せしめて大寶元年に成つたのが大寶律令である。それは今遺つてゐないが、更に之を養老二年に刊修せしめたものが養老律令律十卷令十卷と稱して今存するものである。近江令・大寶令は今傳らないけれども現存の養老令に徴するに、概ね唐の律令に摸倣したものであつて、其の文章の

すべて漢文で書かれてゐたことは想像するに難くない。従つて假名には關係のないものである。

次に史籍であるが、彼の推古朝に於ける天皇記、國記等は今日に傳はらないが、書紀によれば、天武天皇十年川島皇子等に詔して帝紀及び上古の諸事を記し定めしめられたとあり、古事記の序によれば、同天皇が稗田阿禮に勅して帝皇日繼及び先代舊辭を誦習せしめられたとある。川島皇子等の編纂された帝紀等の完成したか否かは明かでないし、阿禮の誦習は偶々天皇の崩御に會つて撰録に至らなかつたが、この二種のもは日本書紀の資料となり、一は古事記の底本となつた形である。次に持統天皇の五年に十八氏に詔して其の祖の纂記を上進せしめられたとあつて、如何なるものか不明としても、蓋し諸氏に傳へた舊記家乘の類であらうから、是亦記・紀の資料となつたことは勿論である。只惜しむらくは是等記・紀以前の史籍の一も残つてゐないことである。従つてその文體・用字等についても知ることは出来ないのである。

かく律令も史籍も記・紀以前のものは一つも遺存しないが、此の間の唯一の文獻としては亦推古朝に於けると同じく金石文がある。大化二年（一三〇六）の宇治橋碑を始めとして、和銅四年（一三七一）の下野國建多胡郡辨官符碑に至るまで凡そ二十を數へるものが是である。（辨谷村の古京遺文、山田孝隆）而して此等の刻文は亦漢文様式であつて、勿論純漢文から和化漢文まで種々の段階はあるが、未だ眞の國語様式の表記はないと言はれるであらう。但其の中の固有名詞の假名書きにされてゐるものが吾々のこの資料となり得るのは亦推古朝と同じである。

今、金石文中假名を含んでゐるものを年代順に挙げると、

法隆寺二天造像銘 白雉元年（一三一〇）

御物觀世音銘 白雉二年（一三一二）

觀心寺觀世音銘 齊明四年（一三一八）

船首王後墓志 天智七年（一三二八）

上野國山名村碑 天武十年（一三四一）

采女氏埜域碑 持統三年（一三四九）

鰐淵寺觀世音背銘 持統六年（一三五二）

下野國那須直韋提碑 文武四年（一三六〇）

文息寸禰麻呂墓版 慶雲四年（一三六七）

威奈眞人大村墓志 慶雲四年（一三六七）

伊福吉部臣德足比賣墓誌 和銅三年（一三七〇）

建多胡郡辨官符碑 和銅四年（一三七二）

の如くである。而して是等に見える眞假名書きの部分のすべて固有名詞であつて、他の語に見えないことは推古朝と全く同じである。

次に此の期に屬する文獻に始めて古文書を見得るのは注意すべき事柄である。それは正倉院に遺つてゐる大寶二年の戸籍帳が是である。この戸籍は我が國現存の古文書中最古のものであつて、殊に珍重すべきものであるが、御野國味蜂間郡春部里外六種、筑前國島郡川邊里、豊前國上三毛郡塔里外二種及び之に準ずる豊後國某郡某里のそれらである。（大日本古文書一巻看）勿論是等は人名、地名のみを書列ねるに止まつて、文章として見ることは出来ないが、其の名詞に用ゐた假名は可なり豊富なものであつて、當時の假名用字法を窺ふことが出来る、頗る尊重すべき材料である。

尙原物は存しないが、此の時代の文章の遺存すると見るべきものに、書紀の註に引用した伊吉連博徳書(孝徳紀五年、齊明紀五年、六)・難波吉士男人書(齊明紀五年)などがある。共に渡唐の日記であつて、純粹の漢文であるが、只その内、博徳書には少數の固有名詞の假名書きを交へてゐることは注意すべきである。聖徳太子の御傳たる上宮聖徳法王帝説は未だ記紀を見なかつた人の記したものと云はれ、現存の抄本は平安朝中期を下らないものとされてゐるが、製作年代が詳かでない。蓋し法隆寺に傳へた太子に關する説話を輯録したものであつて、固有名詞の假名表記の如きも、概ね古記に據つたものらしいし、内には明かに推古朝の金石文を寫し入れたものがあるから、多くは推古朝の用法を見るべきものであらう。只其の内に和歌の表記の一音一字式眞假名に據つたもののあるのは注意すべきものであるけれども、製作年代が疑問であるから、此の期の資料とするには躊躇しなくてはならない。

要するに推古朝以後記紀以前の文獻の今日に遺存してゐるものは、其の文概ね漢文か否ざれば單語の集輯であつて、眞の和文様式のものとはこゝにもない。しかし其の内には假名が交へられて、其の用法を窺ふことが出来る。しかし之を以て和文様式のものとも全然無かつたとは斷言し難く、金石文中には、全く語序を日本式に書下して一つも反讀しない文(山名村碑の如き)さへ表れ、又古事記の如き文章は和銅の際一朝にして成つたものでもなからうし、萬葉集の古い時代の歌が必ずしも奈良時代の表記形式のみとは見られず、更に文武天皇元年より見え出した續紀の宣命も一面古記によつたものとも見得るからである。しかしそれらは姑く奈良朝に於ける觀察に讓つて、こゝには上述の資料について假名の如何を窺ふことにする。

此の期の假名

この時代の假名は已述の如く金石文・古文書及び他書中に逸した日記文の中に存するものであるが、是等の假名は

すべて人名・地名であつて、他の語を交へたものは一つも得られないのである。この點に於ては、推古朝の同一連続と見ることが出来る。

先づ金石文に於ける假名は、其の地名・人名・氏族名などに訓譯のもののあることは勿論であるが、それは推古朝に於て見たやうに、眞の假名といふべきものではないから、茲には音借のものを取つて、先づその字母を一瞥することにする。推古朝に見えた

阿伊 汗意 吉古 沙斯 自多 陀智 刀止 等奈 那尼 比布 麻彌 賣
由羅 良利 韋乎

などが見えると共に、新たに

安。迦。故。胡。娑。之。湏。太。治。(?)。提。仁。禰。能。福。沛。保。美。尾。理。里。呂。威。

などが見える。之等兩者を合せて皆次の時代に使用せられる字母であることは注意すべきである。その内只福は伊福吉部と連合音に用ゐてあるが、奈良朝には多く二合音に用ゐてゐるだけである。特に○符を附した字は後世まで必須な字母となつたものである。而して之等を概観するに未ださして難字は表れてゐないと言つてよい。博徳の書の假名は極めて少数であつて、

阿伊 加吉 岐都 爾波 麻利 留委

の十二だけであるが、委を除いて外は、すべて推古朝に見えたもの、無論後に常用されるものであつて、而も極めて平易通俗な字母と言つてよい。而して字母の複用なども見えない(數の少いのにもよるが)。この頃は必ずしも多畫な難字を求めようなどとはしなかつた事が知れる。蓋しこの邊の程度が普通人常用の假名であつたのではなからうか。

大寶戸籍帳の固有名詞は、讀方の不明なものがあつて、徹底的な研究は今後に待たなければならぬし、文字が多數であるだけ、用字が複雑である。地方によつて多少の相異はあるが、今、美濃・筑前・豊前・豊後を合せて、其の音借と思はれる字母を集めて見ると大凡そ次の表の如くである。

大寶戸籍帳假名字母表

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
和	良羅	夜移也	麻万	波婆	奈那	多大太	佐沙	加智 賀我何宜	安阿
キ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
委爲	利里理		尾彌 未美	斐比 非毗	爾	知智 治遲	志師斯之 自	貴支 伎吉 祇	伊以
ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	留流	由	牟武	布福甫 夫	奴怒 努	都豆	湏	久	汙宇
エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
惠	禮		米賣 咩咩	倍閉	尼泥	豆代 提	世西	氣祁 義下	衣
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
乎	呂漏	與余	母毛	富	乃能	刀斗 等止 杼	蘇 曾所	古許 吾 其	意於

この表には私の疑問のものは凡て除いてあるから、完全なものではないが、大體當時の音借假名を知ることが出来る。先づ清濁・特殊假名の別のあることは勿論であるが、字母の複用はシの清音四字を最も多いものとして、三字・二字が多く、推古朝よりは複雑になつて來てゐる。

古代に於ける固有名詞の表記法は其の用字が頗る緩舒であつて、一名詞を書くに種々の形が取られてゐて、今日の地名・人名の如く文字の固定してゐるのとは趣を異にしてゐる。それも個人個人には或一形を常用してゐたかも知れないが、社會的に統一した形がなかつたのである。この事は早く推古朝に於てさうであつたことは已述の如くであるが、後の蘇我を巷宜とも巷奇とも或は曠加とも書き、後の他田を乎沙多とも乎婆陀とも書いた如きに、假名の異同あるは固より、更に音借・訓借兩種あつて、櫻井とも佐久羅草とも、他田とも乎沙多とも、或は尾治とも乎波利とも記したのである。されど其の内にも自然に一般公衆に書慣らされた形はあり得る筈であつて、國名の大倭などは早く定つて一般に慣用された如く、山尻なども推古遺文に山尻王があり、宇治橋斷碑にも山尻があつて、一時は一般慣用であつたらしいが、古事記は山代に作り書紀が山背に作る如きは如何に動搖してゐたかが知れるであらう。アスカが船首王後墓志には假名書きに阿須迦とあるのに、小野毛人墓志以下は飛鳥に作るのが一般のやうであるが、それも萬葉集には明日香なども出て來るのである。采女氏瑩域碑の竹良が書紀に竹羅となり、又筑羅ともなつてゐ、威奈真人大村墓志の威奈が古事記に韋那、書紀に偉那、續紀に猪名、姓氏錄に爲奈となつてゐる如く、以て古代人の固有名詞表記の緩大自由であつた事を知り得るし、それだけ古代人には發音が主であつて文字に必ずしも拘泥しなかつた心理が知られるのである。而して此の時代はかゝる情態であつたから、戸籍帳の如きも同一名を幾様にも記されたものである。人名の如きも無論下層民に至れば文字を伴はない、即ち一定の文字に表記されないものもあつたことが想像され

るし、表記されるものも本人だけは慣用の一形があつたらうと想像されるけれども、他人によつて寫し取られる際には様々に記されたやうである。地方人の名を郡司若しくは國司の官人の記録したと見られる戸籍帳の中には、同一人を姉都賣とも阿尼都賣とも書き、世爾得とも西爾得とも書き、金とも久加尼とも書き、或は些麻呂を阿佐麻呂とも書くが如く緩舒であつた。まして同一でない場合の同名は、例へば志祁多賣・志祁多女・志祁田賣・志祁太賣の數種類を見るに至る。かの

儒 博士 波加西

とあるのは恐らく皆ハカセと訓ずるものであらうと思ふ。如何に用字の流動的であつたかが知られる。かうした傾向は一面文字使用の自由となり、普遍化したことの表れではあるが、勢假名表記に於ても字母の複用の多くなつた所以である。

しかし其の字形に於ては未ださしたる難字はなく、寄・努など多少異様な字も見えるが、一般に平易であつた。推古遺文にあつた難字の亡くなつてゐることは勿論である。而して初出の

衣 於 志 世 曾 乃 万 武 毛 也 流

などは、平易な字母であるばかりでなく、亦後世の字母として重要なものになつたのである。而して殆どすべての文字は奈良朝に用ゐられてゐて、記・紀・風土記に見える普通の文字のみである。古事記の出る十年前の古文書として固より然るべき所である。

次にこの戸籍帳に注意すべき一つは、音訓交用の顯著になつたことである。金石文が佛教に關するもの若しくは嚴肅を要するものである以上、假名が音借を守つてゐたし、漢文で書かれた日記も亦同様であつた。しかし戸籍は流石

民衆的の色をもつた文書だけに、この訓借の交つて来たことは興味あることである。固有名詞の表記に音借と訓借と共存したことは已述の如くであるが、凡そ推古朝に於ては一名詞を表記する際、音訓を交用しないのが原則であつた。即ち字音と字訓とを劃然區別して、或物は字音のみを以て綴り、或物は字訓のみを以て綴るのである。例へば櫻井とするか佐久羅草とするか、尾治とするか乎波利とするかであつて、佐久羅井と書いたり尾波利と書いたりしないことである。但し合成された地名や氏姓などは部分部分に書別けられることもある。櫻井等山羅宮とか、司馬鞍首止利とか、大伴奴加豆古連とか書く如きであるが、是は音借の部と訓借の部とは判然分別せらるべき語であつて、その部分部分は音・訓何れかに純粹なものである。されど巷奇有明子の如きはやゝ混淆し出してゐるが、之も子は接尾辭であるし、この表記が故らに好字を選んだ跡が見えるから斯くなつたものであらう。しかし比較的後の太子系譜の踐坂大_中比彌王・母母思已麻和加中比彌などに至ると、大分混亂の傾向が見える。されど例は極めて少く、推古朝には概して一語と見るべきものを音訓交用した表記は稀であると言つてよい。

凡そ文字使用の初期に於ては、其の使用者が、文字専門の人々か、否ざれば學問階級のみ止まるのであつて、従つて文字知識の高いものだけに限られたことが自ら音・訓を劃然分別して、醇粹な表記法を取らせる原因となるのである。之に反して文字の普遍的に流布しゆくことは使用者の低下を意味するのであつて、かゝる使用者にはそれだけ音・訓の區別も明瞭でなく、殊に私に記すものなどになると意識的注意もなく、従つて其の表記が不醇になつて來るのである。要するに音訓交用といふことは文字使用の自由になり普遍化するに従つて自然に起り來るべきことである。金石文は已述の如くこの事は比較的少いけれども、已に開古・大古_臣・建古_臣などに表れてゐる古は子と同義の接尾辭であつて音借であるが、開・大・建などは恐らく訓借であらう。山名村碑の佐野(地名)、伊福吉部臣纂志の德足_比

賣、粟原寺鑑盤銘の淨美原宮の如きは正に混用のものである。

さて大賣の戸籍を見ると、大刀彌賣・小刀彌賣・眞刀彌賣などの大・小・眞は接頭辭を訓借し、八十麻呂・眞依賣の麻呂・賣の接尾辭を音借した類は、語法分別上まだ許されるとしても、虫名賣を虫奈賣としたり、床世賣を床與賣としたりする如きは、明かに音訓の區別を重んじないものである。かくて一音一字書きの間にこの混淆は連りに表れてゐる。

阿久田賣 津牟自賣 止乃井賣 志穗古 志女移賣 爾古屋賣 猪奈賣 阿根都賣 津眞利

目津良賣 御蘇手賣

などは其の數例に過ぎないが、この事を見る時、奈良朝に於ける文字表記が盛に音訓の交用を取つてゐることの宜なるを知るのである。

かくて茲に一音一字の訓借假名が、音借假名に伍して繁用されることになつた。勿論この訓借の内には、正訓と見るべきものも混つてはゐるが、其の多くは已に借字になつてしまつてゐる。例せば眞嶋賣・眞加彌賣の眞は美稱のマであつて正訓とも見られるが、眞志眞賣を眞嶋賣と同一名とすれば、下の一字は借字である。阿根賣の根、志穗古の穗、津牟自賣の津の如きが借字であることは、誰が見ても明瞭である。かくて一音一字式の訓借假名がこの戸籍帳には可なり拾ひ得るのである。

田 千 津 手 名 野 根 日 穗 眞 三 見 御 女 目 屋 江 井 猪

の如きが是である。これらが記・紀の固有名詞表記、萬葉集の歌謠表記にすべて表れて來ることは勿論、其の千・三・女・江・井などは長く略體假名の字母として、固い根柢を据ゑた文字である。

思ふに記・紀の固有名詞若しくは萬葉集の一部は既存の古記に據つたものであるから、大寶時代の用字に合するもののあることは當然であつて固より怪しむには足りない。むしろ大寶より更に以前の用字法が、それらに遺つてゐるとも言はれるものであるが、明かな時代的確證がやはりこの戸籍帳に見られるのは珍とすべきである。かくて吾々がこの文書から觀察し得た著しい點は、少くも此の期の終に於て、一音一字の訓借假名が盛に使用せられ、而もそれが音借假名と交用されてゐたことである。而して一方に音借の字母が漸次多くなり、一方にかく訓借の字母が加つて來て、二重に複雑にはなつて來たが、一面漢字を日本風に使ひこなすことが自由になり、かつ普遍になつて來たことを表すものであつて、眞假名使用も此に至つて發達したと言はなくてはならない。奈良朝文學の勃興はたしかに文字使用の、國語表記に自由になつて來たことが大きな一原因であつて、恰も草假名使用の自由になつて平安朝文學の旺盛を見たのと同じ揆である。

只記・紀・風土記・萬葉集等の國典は其の書記者から考へると、學問階級の人に屬してゐ、これら戸籍帳の如きは一般普通的の產物であつた處に差を見るのである。要するに大寶の戸籍帳中に見える假名にはさして難字もなく普通平易なものであつて、藤原朝の普通人は之を以て比較的自由に國語を書表してゐたと見ることが出来る。この戸籍帳は中央の產物ではないけれども、郡司・國司の官人の手に由つて記されたものであるから、地方的のものといふより、當時一般の文字用法に準ずることが出来るものと思ふ。これらの字母を見る時皆奈良朝文獻に見えるものでありながら、而もそれらの如き難字がなく、一たび書紀の歌謠や訓註の假名字母に比較して見る時、如何にも民衆的普通の文字であることを感じ得る。而して字母の比較に於ては古事記が最も近似してゐるのである。古事記は元來字母が單用に近くこの點極めて簡單であるが、尙や、修飾的難字が用ゐられてゐるのであつて、それらを除けば殆ど戸籍帳に近

くなるのである。

要するに現存の此の期の文獻から見た眞假名は、それが依然固有名詞の書記に表れてゐること、音借字母のやゝ多くなつたことは勿論、訓借假名が已に盛に交用されてゐたこと、而もそれらが普遍性を帯びて發達してゐたこと等が其の特色である。しかし諸方面から考へて此の期は已に他に國語様式の文獻をもつてゐたらしく、眞假名が單に固有名詞にのみ用ゐられたとは思はれない。この點から觀た本期の假名資料は、たしかに萬葉集眞假名の活躍した由來を暗示してゐるものである。

略體文字の發生

最後に一顧を拂はなくてはならないことは、大寶戶籍帳に表れた略體文字に就いてである。由來古文書には異體の文字が多いものであるが、この戶籍帳には正楷の中に交つて已に略體の文字が見え出してゐる。口下を早に作るのは合字であり、閉字を弍に作るのは草體からであるが、村字を寸に作るが如きは全く省文である。殊に假名に關係のあるものではつ(ツ)・マ(へ)・ム(ム)等の略體及び疊字などの見えることである。

凡そ漢字を習ひ始める時に於ては、決して自分勝手に之を略したり崩したりするものではない。推古朝の金石文を見ても、何れもまだ支那字様の摸倣であつて、邦人が勝手に文字を變改してはゐない。其の中に見える无・礼(禾)に従ふ、禾示五用は古代に多い)・与などは同一字の兩體ある中の字畫の簡易な形を採擇してあるやうに見えるが、それらは皆支那本國に於て常用し來つた字體であつて、邦人の縦に省文したものではない。戊字を戊に作るのさへ、彼の土に用ゐる慣された字體であることを知る時、これらの金石文に表れて來る簡易な字形と思はれるものにも邦人の故意に省文しようとする心理は動いてゐないといふのが至當であらう。元來これらの金石文の多くは一種宗教的・儀

禮的のものであることが、自然文字を謹嚴に書かしめる傾向を取つてゐることは固よりであつて、總じて楷書を以てして略體のものは至つて少いと言つてよい。無論金石に鏤刻するといふ條件に制限された跡などは殆ど認められないのである。中の或物は外來人の手に成つたことを思はしめる作品もあるが、それら以外と雖も、文字がすべて支那様の摸倣であつて、まだ邦人自身の放縱な手法を交へなかつた時代と言はれるであらう。

推古朝以後此の期の金石文に於ては、上掲と同類の尔・祢・弥・方・仏の如き文字が漸次見出されるが、これらも悉く支那に倣つたものである。白雉元年の作とされる法隆寺金堂二天背銘の一つは金石文中（但しこの像は木彫）珍しくやゝ行化された略筆の文字であつて、殊に司古といふ人名の門構を_レに作るが如きは省文の表れと言つてもよいが、之とても草書から出てやゝ硬化したものに過ぎない。（大寶戸籍に_レ閏を_レ司に作ると同じである。）かくて奈良朝以前の金石文に於ける限りでは、其の異體と見える文字も殆どすべて支那に用例のあることは、先哲の指示してゐる所であつて、我等は日本式の省文といふものを著しく指點することは出来ないことになる。而して彼の司古の如きは人名であつて、署名に書慣らされた私用字體が偶々表れたのに注意すべきである。即ちこの省文は常用文からの影響と見ることが出来て、なか／＼興味ある事實である。

さて奈良朝以前に於て、廣義の文學書類は遺存しないから、明かでないけれども、奈良朝に出る記・紀・風土記・萬葉集等に照して猥りに文字を略することも無かつたらうと察せられるし、無論内外經典の抄寫などに至つては、只管彼の土の風を摸倣して、邦人が勝手に變改しなかつたらうことは固よりである。只こゝに一顧を要する事は、金石文中の眞假名の或物についてである。それは外でもないが、止・支の二字の事である。止字は推古三十一年の釋迦佛背銘に司馬鞍首止利佛師と明かに彫付けられてをり、支字は天壽國曼陀羅其の他に用ゐられた字體であるが（但し原

物は残らない)其のトといひキといふ字音のない處から、この字體については諸説區々である。止のトは字訓を借りたとする説が普通であつて、更に趾の訓借省文とする説がある。しかし利の音借と連ねてトリと記し、又大寶戸籍にも音借假名と組合せられ、奈良朝にも他に訓借を交へない佛足石歌碑・歌經標式等の歌謡表記に伍してゐるのを見ると、黒川春村(碩鼠漫筆)や大矢透博士(假名源流考)の止の古音説に従ひたいのである。従つて趾の省文などいふことは自ら排除されなければならない。支字も已に魏志の一支(壹岐)もあることであるから、支那起源と見るのが至當であつて、従つて古音に取つたとする説は岡田眞澄(假名考)・木村正辭博士(櫛齋雜考)等の早く唱へた所である。一步譲つて岐・伎の省文であるとしても、邦人の手に由つてなされたものでは斷然ないと思ふ。

さて運筆の迅速を欲し、従つて簡易化したがるものは常用の文字である。金石文や典籍類の楷書で書かれて遺つてゐるのに比して、古文書には行體程度のものが最も多く、又行草の交つてゐるのは之を證するものである。中にも公用のものには謹嚴を要する點から、正畫に書かれるものであるが、私的のものになるほど、文字は愈々崩壞される。それ故日本式略體の文字の發生するのもこの類に於てしなくてはならない。彼の二天像背銘に日常書慣らされた署名が入つて、略體文字と表れたことは已述の如くであるが、この人名には日常書慣らされた字形の入り易いことは免れないことである。かうして略體文字が御野國戸籍帳にも入つて來たものではなからうか。私は文字の崩壞は金石文や文學書や典籍などには求め難くて、日常書寫のものの中に求めなくてはならないと思ふ。しかしこの戸籍帳は公用のものであり、何れかといふと謹嚴に書かれるものであつて、其の字體の如きも皆正楷に書かれてあるが、其の間に日常書慣らした氏名の略體文字が紛れ入つたのであると見るべきであらう。かくて日下を合せて早に作り、閑を略して司に作り、村を省いて寸に作る私的の癖が出たのである。とにかく、以上の如くにしてやゝ日本風の略體文字が見え出

したのであるが、さて假名文字に關して注意すべきはつ・ま・ム・となどである。

つはこの文書に於てもツと訓むべきものであつて後世のツ字の本である。抑、ツの假名の字源については古來論が多くて未だ確説がない。(橋本進吉氏は曾て「假名の字源に就いて」(明治帝國記念)といふ論文を發表されて、ツの字の事も説かれたが、今手許に其の本を持合せない)大矢博士は川字の變形として發音は其の字の古音から出てゐると説かれたが、この文書に表れた字形に照しても原字の如何は考へ難い。州字の三點の残つたとする説が普通認められてゐるが、州字は韓名にツと用ゐられてあるだけ、我が眞假名として常用された文字でない憾がある。この文書のツには都・豆・津だけが用ゐられてをり、推古朝以來の文獻にもこの三字母を出ないのである。凡そ略體文字が出来ると言つても、故らに常用しない文字を捉へ來つてそれから作るといふことは自然でない。私はさうした見方からツの字も必ずや常用三字母中から出てゐるのではないかと、一つの僻案を試みたのであるが、それは津字の扁と旁との各、の初畫だけを殘したものはあるまいかといふのが是である。州字の三點を殘すといふことが妥當だと考へられると同程度に、扁・旁兩者の初畫だけを殘すことも強ち無理ではないやうに思ふ。しかし眞の試考であるから自分ながらも或危さを感じるのである。

さてこの文書に於てつ字の用ゐられてゐる最も多い例は、姉つ賣・阿尼つ賣・鳥つ賣などの如く女子の名の接尾辭賣(女)の上に来る場合であつて、之がこの字の當初の用處であつたらうと思ふ。當時の女子の名は接尾辭賣を取るを常とし、而も其の上に都をもつ一型がある。而してこの都は上の實辭と賣とをつなぐノと同じ領格の助詞である。而して意義上あつてもなくてもよい程軽い形式語でありながら、それが型として繁用されるものである。都が類型的に繁用される形式語であつたことが、書記の煩はしさを感ぜしめ、當初私的に迅速に記す場合に、この簡単な字形を

代用したのに原因したのではなからうか。しかしこのつは已に助詞だけでなく、つ弥賣・志つ賣などのやうに、他の位置にも入つてゐるが、奈良朝及びそれ以後の眞假名の中にも入つてゐる。彼の天平寶字頃のものから見られる正倉院文書萬葉假名文に入り、萬葉集にも一個處ではあるが、川の字體として家持が用ゐてゐるのは、正にこの文字の楷書化した形である。その他常陸風土記・續紀・續後紀・八十卷華嚴經音義・日本紀竟宴和歌以下平安朝の眞假名物には少からず入つてゐる。而して後の標準字體として草假名・片假名になつたことはいふまでもない。

マは他の文書にはマの形ともなつてゐるやうに、部字の草省であることは、夙く先哲の言はれた如くである。この字のこの文書に用ゐられた場合は牟下津マ・水取マ・物マ・五百木マなどのやうに殆ど氏族名の某部の位置に限られてゐて、之が本來の用處であつた。他に又マ屋賣などもあるが同じく部字の代用である。この字形は奈良朝の古文書には多く見える所であつて、金石文にさへ入つてゐる。神龜三年の上野國高田里碑の磯マ身臈の如きが是である。この氏族名の接尾辭部も都と同じく類型的に繁用される形式語であることがかく符號化したものであらう。これに似た接尾辭の符號化した著しい他の一例は奈良朝に於ける方呂である。方呂は女子の賣と同じやうに男子の名の接尾辭であつて、亦一種の型をなした語である。麻呂が合字したのも一の符號化であるが、之は未だ字畫の單複には影響がない。然るに方呂の方は下の字形を生じて常用されたのであつて、草書から出てゐることは勿論である。正倉院文書などを見ると、マと下とは型の如く出て來る文字である。

さてこのマも極めて簡便な字形と認められたものと見え、忽ち眞假名の間に伍して用ゐられた。已述の正倉院萬葉假名文及び琴歌譜・日本紀竟宴和歌・金光明最勝王經音義などには眞假名の間にこの字形を見出すことが出来る。後の草假名・片假名の標準字體となつたこともつと同一である。この出處は尙問題としても、このマだけは訓借の部字

から出て、音借眞假名群へ這入つて了つたものである。

次にム^二の字形であるが、この文書には之が牟字に代用されて、ム下都三野賣・都ム自賣・ム佐などとあり、字形から牟の省文たることは勿論であつて、村の省文寸の同類と見るべきであらう。只之は假名であるだけである。この文字は語の何處にも入り得る點は彼のつやマと異なるのであるが、偶然省文されたのであるとすれば、それまでであるが、訓借村^〇字の外他に類例もなく、而も正楷の眞假名の間に伍し得るには多少の理由があるのであるから。私かに思ふに牟字の初畫ムが某^〇字の古體に通つてゐて、某字の和音がムであつたから、この省畫にその音を聯想せしめて許容されたものではなからうかと試考したのである。さてム字はつやマのやうに眞假名に交用された例を奈良朝の文書などに見受けられないのである。この點やゝつ・マと異なつてゐる。しかし平安朝にはつ・マ・ム^〇の三字母が打揃つて眞假名物に入つてゐる一例がある。この事實は或はムも早く眞假名に交つて用ゐられたのではないかとも想像させるのである。かの承曆本最勝王經音義の眞假名訓釋の中にマ・つ二字だけが交用されてゐることは、已述の如くであるが、天治本新撰字鏡のそれには、このつ・マ・ムが少からず用ゐられてゐる。而してこの三字の略體のみに限られてゐることは、偶然であるとも言はれようが、この三體が眞假名時代に早く發生して、簡便な文字と認められ、眞假名中に固い位置を占めてゐたからではなからうか。かくて昌住の字鏡原本にも已に交つてゐたかも知れないとさへ思ふのであるし、この事實が一面他の文字に於ては早くかゝる簡便な省文を作らなかつたことを想はせる反證ともなるのである。

。(疊字)はこの文書に下^〇戸などのやうに實字の反覆にも附けてあるが、又自然假名にも入つて、

和^〇と良賣 加^〇と弥賣 佐^〇と賣

などのやうに寫されて來た。この疊字は以前の金石文では、勿論謹嚴を要するものには用ゐられないが、已に天武十年の上野國山名村碑の斯多彌足尼といふ人名に見えてゐる。支那起源も古いことであるから、日本にも比較的早く傳つたかも知れない。之も略字の一方法と見るべきであるが、亦支那を摸倣したものである。後世のものでは古文書に見えることは勿論、金石文では佛足石歌碑に繁用してある。かくてこの文字は略體假名の出來た時には、逸早く、若しくは、として表れてゐるのである。只之は眞字の方でも同一字形を用ゐてゐたのであるから、強ち假名としてのみ簡略になつた譯ではない。

さて翻つて此等ツ・マ・ムの三字は大寶二年に表れてゐるのであるが、已に述べたやうに、奈良朝に入つても之以外にこの種のものが餘り見當らないのであつて、この點頗る特殊な發生と言つてよい。加ふるにこの戸籍にさうあつた如く、又後の眞假名の間に伍して、眞假名同様に取扱はれてゐた點から、直ちにそれを以て、草假名であるとか、片假名であるとかは言はれないやうに感ずる。ともかく略體假名の嚆矢とは言ひ得るにしても、之が其の儘眞假名として生存を続け、再び略體群に入つた形であり、字形を多く變ぜずに今日まで流れ來つたことといひ、後の草假名・片假名とは發生の年代・場所を異にし、従つて頗る經歷を異にしたものと言はなくてはならない。

四 眞假名の隆盛 (奈良朝)

國文の發生

元明天皇和銅三年都を奈良に奠め給うてから、桓武天皇延暦十三年都を平安に遷し給うたまで、七代八十年は所謂奈良朝であつて、其の間長いといふのではないが、我が文化の一紀元を劃した時代である。従つて文學の方面に於け

る著しい發達を現じ、文字の使用、文體の工夫に於ても、正に一新时期を作つたのである。この朝に於ては、漢文學の隆盛であつたことは勿論、それと同時に我が國語を表記する眞假名の使用の最も自由となつた時代、隨つて國語本位の文體を創作して、純國語文の成立を見た時代である。蓋し推古朝は眞假名使用の胚胎期であつて、飛鳥藤原朝は其の成長の途上にあり、而して我が奈良朝は實に其の開花の時であつた。この意味に於ても奈良朝は咲く花の匂ふが如く盛りなるものがあつたと言ひ得る。

我が文獻の現存するものであつて、短少な金石文を除いては、すべてが奈良朝に始まるといつても不可ない。それは言ふまでもなく國史たる記、紀の撰定、地方志たる風土記の編纂を以て始まる。古事記は和銅五年（一三七二）に、日本書紀は養老四年（一三二〇）に成り、風土記は古事記の出た翌年の詔によつて諸國に編まれたものである。奈良朝の初頭數年にして重要國典の續出したことは亦偉觀であると言つてよい。而して是等の文獻は其の文體から見れば、皆漢文體に屬するものであるが、其の内に國語を表記する部分をもつてゐ、従つて皆假名の用ゐられてゐることは注意すべきである。而して其の假名使用たるや、是までの文獻に於ては、殆ど固有名詞に止まつたのに比して、此の期の文獻に於ては、固有名詞は勿論、それ以外の如何なる語彙にも俄然押廣められたのみならず、純假名書きの歌謡はた散文さへ發生して、實に眞假名使用の隆盛期を劃したのである。今固有名詞の事は姑く措いて、それ以外に於ける假名使用の發展を概観しようと思ふ。

古事記は古語・舊辭をそのまゝ存しようとする要求から、漢文風には綴つても、それが國語殊に古語のまゝに讀まるべく表記しようと苦心した。その爲に漢文の語序を和風に崩し、或は漢文にない敬讓語を加へなどしたことは勿論、殊に漢譯すべからざる國語はそのまゝ假名表記とした。歌謡を假名書きにしたことは勿論である。法隆寺樂師佛背銘

の語序・敬讓語・助詞等に和化した點のあつたこと、上宮記逸文に動詞の假名書きのあつたことは已述の如くであるが、かゝる和化の點や假名書きの部分をも、意識的に増大して、和漢混淆體ともいふべきものを作つたのが古事記である。而してかゝる文體は必ずしも古事記の創作であるとは言はれないのであつて、むしろ推古朝以來漸次馴致し來つたものに、古事記一流の工夫の加はつたものと見るべきであらう。釋紀によれば、古事記以前に假名日本紀があつたといひ、古語の假名がきの書が數十家あつたといふ傳説もある位であり、とにかく大寶戶籍にあればどの假名を使用してゐることを考へ、又記・紀の訓註や文章の或物が古記録から取られたものある如く考へられるのを以ても知られるのである。要するに古事記は古語をそのまま表す爲、従つて漢字に譯し難い語はもとより殊に國語特有の助詞・助動詞・活用語尾・接辭等を假名で表したので、彼の如き文體を成した所以である。

書紀は古事記に反して純漢文體を取つたのは、我が國史をして支那の史籍に對立せしめて、堂々たるものを作らうとする點があつて、其の文章の如きも一々漢籍の典據があり、往々潤色に過ぎる弊に陥つたとさへ非難される程であるが、其の歌謡を一音一字の眞假名表記としたことはもとより、其の說話も舊辭に従つて之を綴り、殊に之を和讀させようとしたことは、古事記と同じであつて、其の訓註を加へたのを以て知られる。而も訓註たるや古事記の單語なるに比して、之は古事記の本文中のそれに匹敵すべく相當長い語句が記入されてゐて、この點に於ては却つて古事記以上の部分もあるのである。かくて書紀は漢文でありながら其の訓註と歌謡との爲に眞假名の使用が相當あつて、部分的には純國語若しくは純國文が存在するわけである。

次に風土記を一瞥するに、概して記・紀に準すべきものであるが、和銅の詔によつて成つたと見られる常陸風土記は或歌謡を漢詩化したほど漢文風のものではあるが、中の訓註や歌謡の多くが一音一字の假名書きとされた事は記・

紀に似てゐるのみならず、俗傳の語をそのまゝ表記する爲に、語序を書下しとした文があり、而も其の助辭を假名書きにした文、即ち宣命體に近い文をさへ綴つてゐる。播磨風土記は常陸風土記よりも文は崩れてゐるが、尙漢文であつて歌謡には一音一字の假名書きがあり、又歌・文とも音訓交用書下し體もあつて、其の爲にも亦假名が用ゐられてゐる。出雲風土記は天平五年撰進のものであるが、其の漢文は更に崩れて和風のものとなり、殊に古傳を記す部分に於て書下し體を交へ、従つて假名が挿まれてゐる。風土記及びその逸文等を委細に述べる暇はないが、國文脈の點に關しては大同小異、概して已上に準すべきものである。

次に奈良朝に表れた散文に宣命體がある。詔勅たる宣命並に神を祭る祝詞を表記する體である。宣命は續紀に載つてゐる六十二詔をいふのであつて、其の記載されたのは平安朝に入つての事であるが、其の最初のものが文武紀に始まつてゐると、奈良朝の古文書に宣命の原物の存するのを以て、この體の奈良朝に存在してゐたことは勿論、已にそれ以前に成立つてゐたであらうことは想像に難くない。祝詞の今日に残つてゐるものは、亦平安朝に成つた延喜式のものをも主とするが、學者の已に認める如く、祝詞の奈良朝以前に存在したことは言ふまでもなく、之を宣命の存在と合せ考へる時、祝詞も亦早くこの文體で表記されたらうことは認めてよいと思ふ。宣命體は最も意識的に整理された國文體であつて、語序を全く國語風の書下しとし、語彙を實質語（實辭）と形式語（虚辭）實・虚の文字は漢文での用法の義に用ゐる。とに別つて、而も實質語は訓借、形式語は音借とし、更に文字の大小を以て之を書別けたものであつて、語法意識によつて極度に整理された形式である。蓋し宣命體は古事記の如き和漢混淆體よりも後に成り、而も學者の手によつて作爲された様式と見るべく、それが詔勅・祭詞といふ儀禮的文章であり、而も宣讀すべきものであるから、字面上の儼然たる整理を要すると共に、かく語彙の井然分別される點が、宣讀上最も便利であるから、かゝる體

が出来たものであらう。かくて宣命體には主として語の形式部に假名の用ゐられたことは勿論であるが、實質部に於ても訓借に困難な語の、間々假名書きにされたことは亦古事記の假名書きに似てゐる。

尙記・紀其の他の訓註と同一系と見るべきものに音義類の倭言の假名表記がある。音義は經卷の文字・語彙を抽出して、之に字音・註解を施したものであつて、もと支那より傳來したものであるが、邦人が更に之に和訓を加へたものを生じた。而してこれらの和訓表記には間々訓借のものも交るが、主として一音一字の音借であることは記・紀等のそれと同一である。この種類の書で現存の最も古いものは八十卷華嚴經音義二卷であつて、奈良朝中期の抄寫とされてゐる。尙宮内省御本四分律音義（南京遺芳所載）も恐らくこの朝のものだらうと思はれるが、其の内少數ながら物名の國訓假名書きが見えるし、石山寺本大般若經音義なども、其の假名用字から見て、恐らくこの期の末に屬するものであつて、是亦同種類のものである。

抑、文字表現について邦人が外來人から教へられ、かつ作り始めた文體は漢文様式のそれであつた。然るに推古朝文獻には夙く國語様式に近づいた漢文の存したことは已に述べた如くであるが、漢文學の隆盛になりゆくと共に、一方に比較的純粹な漢文を書くものもあると共に、他方に文字使用の普遍的となるに伴つて、文字を知つてゐても漢文力の弱いものは、自らこの和化漢文を作り勝ちであつた。推古朝以後の金石文の中に、純漢文に近いもの、例へば橋寺碑・藥師寺塔擦銘・威奈大村墓誌の如きがあると共に、和化したもの上野國山名村碑・同多胡碑の如きがあるのは全く是が爲である。かくして自然に漢文が和化して國文様式を取り來つたと共に、一面には國語表記の意識的要求があつて、そこに國文は成立したのである。この國文の成立が假名の使用を顯著に擴張して行つて、遂には純粹の假名表記の國文を生ずるまでに至るのである。

歌謡の表記

奈良朝文獻の大きな一面は純國語として歌謡の表記されたことである。抑、歌謡の表記は、説話が事實の知られるのを以て足れりとするのと趣を異にして、それが國語のまゝに訓まるべきことは勿論、節奏を有して一定の訓方より他の異訓を許さない制約に立つものであるから、最も醇な國語様式を要求して來ることは言ふまでもない。即ち散文はまだしも漢文に書くことが許されるけれども、歌謡は之を漢譯しては殆ど其の本性を失つて了ふのである。さて我が歌謡が何時頃から書始められ、それが如何なる形を以てしたかは詳かでない。我等は萬葉集に引かれた數種の古歌集のあることに由つて、奈良朝以前に已に歌謡の表記が相當行はれてゐたことを想像させられるのであつて、従つて記・紀の歌謡も口誦ばかりから取られたものとは考へられないのであるが、我等はやはり奈良朝に出來た文獻の上のみ始めて之を見得るのである。

記・紀に於ける歌謡の表記法は、言ふまでもなく一音一字の音借假名であつて、已に假名使用の最高度にまで達してゐるが、歌謡の表記様式は單にかゝるもののみではなかつた。例へば常陸風土記には全然漢詩に譯した次の如きものがある。

愛乎我胤 巍哉神宮 天地並齊 日月共同 人民集賀 飲食富豐……。

之は歌謡の表記としては甚だ不自然であつて、本文の漢文に引かれて偶々弄んだ故意的手法に過ぎないものであらう。次に播磨風土記には、

多良知志 青備鐵 俠(狭カ) 豎持 如田打 手栢(拍カ) 子等 吾將爲僮

の如きがある。譯し難い多良知志を假名書きにしたのみで、他は殆ど實辭のみを陳ね、而も反讀の個處などもあつて

極めて漢文様式に近いものである。この歌の次に並べてある「淡海者水滄國」もほぼ同一様式のものである。この様式に似たものは古事記に於ける袁祁命の御詠「物部之我夫子之」といふものであつて、古事記の散文の一般形式と通ふものである。更に播磨風土記逸文には、

住吉之 大倉向而 飛者許曾 速鳥云目 何速鳥

といふ體がある。之は語序を全然書下しにして實辭の間に虚辭を假名で送つたものであつて、散文の宣命體に近く、頗る整頓された形である。只假名の部分に訓借を交へてゐる處が不醇なばかりである。しかし風土記の歌謡の多くは一音一字の音借表記であつて、純粹の國訓形式をもつてゐることは記・紀と同一である。

繚つて純粹の歌謡の結集である萬葉集の表記様式を考察しようと思ふ。萬葉集の表記法は頗る多様であつて、簡單に要約することは困難であるが、今之を文字の音借と訓借とより觀察する時、音借の最も純粹なものは記・紀・風土記と同じく、一音一字式である。而して訓借の最も極端なものは、實辭のみを陳ねて、虚辭を殆ど除いたもの（柿本人麻呂歌集所出）である。

白玉 從手纒 不忘 念 何畢 (十一)

春楊 葛山 發雲 立座 妹念 (同右)

これらは、彼の「愛乎我胤」よりは和風であつて、無論同じものではないが、相似た處があつて、歌謡表記としてはやゝ不自然のもの、作爲の勝つたもののやうに思ふ。純音借と純訓借との間は一括して音訓交用體ともいふべきものであつて、萬葉集の歌の大部分は之に屬してゐる。その内まだ漢文に近い語序を以て反讀されるものが相當にある。

例へば、

白珠者 人爾不_レ所知 不_レ知友縱 雖_レ不_レ知 吾之知有者 不_レ知友任意 (卷六)

垂乳根乃 母之手放 如_レ是許 無_レ爲便_レ事者 未_レ爲國 (卷十一)

の如きであるが、これらはかの「多良知志」に近いものである。音訓交用體中最も整理された形式は、實辭を訓借正訓にして虚辭を一音一字の音借假名にしたものである。

何所爾可船泊爲良武安禮乃崎榜多味行之棚無小舟 (卷一)

などが是であつて、かの「住吉之」と同類で、而も更に純粹なものである。之は語法意識によつて規則正しく書いたものであるが、集中には純粹の宣命體は少いのであつて、勿論實辭・虚辭の區別意識は存してゐたにしても、文字に整然書別けたものがないのである。此の點萬葉集の音訓交用體は無原則表記と言つてよく、時に實辭も假名書きにされれば、虚辭も正訓に書かれることがあり、而も其の何れもの假名の部分に音借・訓借を交へることが放縱ともいふべきであつた。例へば

嗚呼兒乃浦爾 船乘爲良武 嬌嬌等之 珠裳乃須十二 四寶三都良武香 (卷一)

などの表記法を見れば、其の一斑が明かになるであらう。萬葉集の音訓交用體は、恰も古事記の或行き方と宣命の行き方とを合せて、假名の用法に於ては彼の大寶戸籍のそれを以てしたものが多くと言ふべきである。これが萬葉集の歌謡の表記形式の多様むしろ雜様な所以である。

さて以上の諸體が、其の發生に於て何れが先何れが後であるかは審かではない。我等は殆ど同時にそれら諸體を見るのみであるからである。元來記・紀に於ける一音一字式は、編者の意識的整理が施されてゐて、漢文中に挿入する純國語として彼の訓註と共に、其の漢文と劇然區別さるべく企てられた跡が顯著である。今假に萬葉集を除いて見た

時、一音一字音借の表記は必ず漢文中に挿まれた場合に限つて採られたものである。記・紀・風土記・法王帝説など皆さうである。殊に記・紀が使用した假名字母から觀て、之等が必ず漢譯佛典の陀羅尼の影響を受けてゐることは争はれない事であつて、其の本文と明瞭に別たれる點を彼に學んでゐるらしい事も一證とするに足りる。尙萬葉集卷五の歌が一音一字式を取つたことなども、序文や書簡の長い漢文に挿入された爲であることを暗示してゐるやうにも思はれるのである。而してこの様式が記・紀に始まつたか否かは不明としても、少くも之は漢文を作る學者が漢文中に挿入する歌謡の爲に創めた手法であらうと考へられる。この漢文中に入れる國語を截然本文と區別させようとすることは、恰も推古朝の固有名詞に於けると同様の手法であつたのである。凡そ文字表記の事は散文・韻文各、別に出發したと考へるよりも、少くも初は相伴つたと考へる方が自然である。歌謡が散文よりも特殊の要求をもつてゐることは已述の如くであるから、散文よりも早く國語様式に成り了つたことは認めなくてはならないが、又其の初に於ては古事記の袁祁命の御詠のやうな様式の執られたことも考へられる。かの常陸風土記の漢詩譯や人麻呂歌集の助辭抜きの種類が、歌謡の自然書記法ではなく故意に作爲した點があつて、一種の尙弄的手法と認めなくてはならないにしても、少くも古事記の和漢混淆體程度の所から出發して、漸次書下しや假名書きを多くして來て、萬葉集に見るやうな音訓交用體が出來、一音一字式はさて後に成つたものではなからうか。言換へると記・紀の一音一字式が歌謡表記の初ではなくて、それ以前に音訓交用體のあつたことを思ふのである。従つて記・紀の如き散文の中に入つては一音一字式歌謡が成立つてゐても、歌謡を單獨に寫す人々の爲には、尙音訓交用體が常用されたものではなからうかと思ふのである。之を萬葉集に徴するに音訓交用體が比較的古い時代の歌に用ゐられ、一音一字式が新しい時代に用ゐられたのも之を證するものではなからうかと思ふ。

萬葉集に於ける歌謡の現存の表記法は、必ずしも作歌の時代そのまゝの形式であるとは斷じ難い。之を集めたもの、之を編んだもの手によつて左右されることがあるからである。しかし概して比較的早い時代の歌が音訓交用體のものであつて、新しい時代のものほど音借而も一音一字式となつて來たことは争はれない事實である。今試みに集中に於ける一音一字式表記を見るに、五・十四・十五・十七・十八・二十等の諸卷であつて、主として神龜以後であり、殊に卷十七以下家持の手記と稱せられる最新の卷々がこの様式を以て終つてゐるのである。この内卷十四は歌は古いものらしいが、東歌であるから、やゝ性質を異にしてゐるのみならず、後の整理者によつて變改せられたものと見られる點もある。卷十九の訓借の多いのは前後と平行しないけれども、是もさして異色のものではなく、中には純一音一字式の交るのみならず、一首の中の或句に純一音一字式の交るものもあつて、前後の卷々の趨勢中にあるものであることは認めてよいと思ふのである。勿論集中には同時代の歌の、一方に音訓交用に記されたものもあるのであるが、少くも集の最後のものの編まれた頃には、一音一字式が流行し出したと見るべきであらう。恰も此の頃の佛足石の歌が亦この様式を以て碑に彫まれたものも、其の表れではなからうか。かくは言ふものの、それは只大體の傾向を言ふのに過ぎないのであつて、それが爲に音訓交用體が全く跡を絶つたといふ意味ではない。萬葉集の中にも同時代に於けるものが、一方は音訓交用體一方は一音一字式と兩様になつてゐるやうに、人によつてはやはり音訓交用體を用ゐることは勿論であつて、彼の正倉院文書天平勝寶元年裝潢手實紙背に記された韓藍の短歌の如きは、音訓交用といふよりは殆ど訓借で書かれてさへゐるのである。

抑、一音一字式は字面が冗長であつて、殊に語彙の分別されない缺點はあるが、亦音訓交用體に比して訓方が正確に表れ、異訓されないのは最も其の長所とする所である。殊に音數と字數と一致する點の如きは、漢詩のそれに比せ

らるべく、體裁上も却つて整然たるものがあるのである。況して文字使用の普遍化、歌謡製作の一般化して來た際、文字力の薄弱な人にもこの體は用ゐ易く、亦それ等の人々を相手として發表する道具としても、最も便利であるのであつて、彼等は記・紀等に採用された様式を摸して、漸く其の便なるを知り、一般の風潮となつたものと思はれる。かくして萬葉集末期に於て歌謡に一音一字式の流行し出したことは、今まで漢文中に入るべき形式としてゐた純國訓表記が一般に採用され出したことであり、是が亦假名の用途を最高度に達せしめたことである。眞假名の發展も亦偉なりといふべきである。

奈良朝の假名

奈良朝は眞假名使用の隆盛期であつて、又それだけ多様であつた。凡そ記・紀・風土記の如き漢文中に入る眞假名の、選字上多少なり或考慮の拂はれたことは想像されるのであつて、殊に古事記の如きは用字上に一定の標準を立てて記されたのである。先づ力めて字母の複用を避けたことであつて、一音に異字母を數個あてたものがないではないが、其の内の或文字は極めて特殊な地名・人名等に限つて用ゐられ、廣く用ゐられる標準字母は少數に止まる。例へばシの假名に

斯志師色紫芝以上
濁音 士自以上
濁音

だけが用ゐられてゐるが、その内師・色・紫・芝及び自は極めて特別の固有名詞に用ゐられるのみであつて、標準字母は斯・志・士に限られる如きが是である。かゝる特殊用のものを除き、連合・二合を別にし、清濁を分つて見た時、一音三字母より多いものはなく、概して一つ若しくは二つに限られてゐる。只體裁上常用しない多畫の文字、例へば淤・迦・訶・玖・邇の如きを探つた嫌のあるのは、亦學者の潤色癖からと見るべきであらうし、かつ漢譯佛典からの

影響のあることは已述の如くである。而して其の發音に於ては、むしろ舊音を守つて新音の影響なく、かつ清濁を區別し、従つて一字を異音に用ゐることは決してない。この點は頗る統一ありかつ單純であると言はなくてはならない。本居宣長が古事記の用字法の統一あることを極力賞讃した所以である。

書紀に至つては其の用字が頗る多様であつて、字母の複用が多くて殆ど標準字母といふべきものがない。一音に當つた文字の數の少いものは二・三・四字に止まるものもあるが、多いものは清濁合せて實に三十餘字に及ぶものがある。例へばシの如きは次の如くである。

志嗣辭之時詩試芝始資斯純同施思旨指尸矢壘師子茲紫以上漢音餌士貳自見茸珥以上濁音

かつや其の文字は常用しない多畫の雜字が多く、殊に好んで之を用ゐた跡がある。固有名詞に於ける字母の如きも亦古事記と趣を異にして複雑である。而して其の發音に至つては舊音と新音とを交用し、従つて一字を二三音に兼用するものもあつて、屢、其の標準音を知るに困しむことがある。例へば己をキ、氣をキ、施をシ、都をト、尼をニ又はヂ、貳をジ、奴を下、麻をバと用ゐるが如きは新音に由つたものであつて、これを舊音と兩用する時、一字母に二音を有することになるのであつて、時には泥をネ・デ・ヂと三音に兼用する如き例さへあるのである。以て書紀の假名の如何に奔放であるかが知れるであらう。

風土記は繁簡種々あるが、常陸風土記は漢文に近くものしてあるのと共に、假名もやゝ雜字が多く、播磨風土記は歌謡の假名は簡易であるが、固有名詞殊に地名の表記がやゝ繁雜であつて、兩者とも記、紀に準すべき程度のものである。出雲風土記は歌謡をもつてゐないが、古事記に似た和漢混淆體や固有名詞に假名を用ゐてあるが、其の用法が放縱であつて、同一名を記すにも處によつて異字母を用ゐるなどして甚だ不規則である。肥前風土記は固有名詞の外に

は只歌一首の假名書きがあつて、用字は比較的單純であるが、同逸文に於ける杵島岳の歌の如きは全く書紀に倣つて用字が頗る多畫である。要するに何れも標準を立てて書いてあるものはなく、従つて簡單ではないのである。

宣命體の假名は以上の典籍に比しては簡易である。元來主として形式部を表すことであり、従つて語彙も或物に限定され、字面上も之を小記する程であつて、字母の複用は勿論あるけれども、さして難字を用ゐないのが普通である。尤も時により人により差異はあるのであつて、續紀の宣命又は延喜式の祝詞の假名を集めて觀察すると、勢種々の文字が表れて來るのであるが、彼の正倉院文書、天平勝寶九年並に天平寶字二年の孝謙天皇の宣命寫の假名の如きは、其の助辭として用ゐる假名が略々定まつてゐて特異なものは餘り多くないのである。奈良朝文書の他の宣命書と同様、むしろ通俗の假名に屬するものであらう。

萬葉集の假名の用字法は、其の文體の複雑であるやうに最も多様である。集二十卷は年代と編者を異にしたものゝ結果であるから、之を一體として觀察することは精密を缺く嫌はあるが、姑く一括して概觀しようと思ふ。上述の記・紀・風土記・宣命等の假名は固有名詞を省いては、音借而も一音一字音借に限られてゐる（但し風土記の假名には少數の訓借字を交へたものがある。）に比して、萬葉集の假名は音借訓借が並用されてゐる。先づ音借假名について見るに、一音一字の字母の複用されること殆ど書紀に次ぐものがあつて、多きは亦清濁合せて三十餘字に達し、かつ多畫の文字を用ゐることも亦書紀に譲らない。例へばシの如きは左の如くである。

志思之四師斯新進信子指此紫司詩死侍旨次式趾詞德事水

以上
通音 緇盡自慈寺土時
通音

其の發音に至つても亦新音を交へるものがあつて、従つて一字を二音・三音に用ゐるものがある。其の上連合音・二合音の用法も相當行はれてゐるのである。更に萬葉集の假名の特徴は訓借の繁用されることである。即ち一音一字の

訓借が音借に相交つて用ゐられ、而も種々の字が自由に複用されたのである。

砥礪速外一常跡迹飛鳥十ト 煮煎丹荷似負ニ 甕甞重經家戸へ

加之其の發音を一二にするものがあり(例へば木をキ・コ、十をソ・ト、手をタ・テに用ゐるが如き)従つて之が音借とも相紛れることがあり(例へば余をア・ヨ、毛をケ・モ、麻をソ・ヲ・マに用ゐるが如き)同一字の音價が益々多様になつてゐる。加ふるに二字を一音に用ゐるものがあり(嗚呼をアに、羊蹄をシに、海藻をメに用ゐるが如き)二音若しくは二音以上の借訓も自由に用ゐ(麻に朝を、礎に愠を、不知に胡粉を、機に二十を用ゐるが如き)更に戲書といふもの(例へば八十一をクク、山上復有山をイデ、追馬喚犬をソマと訓ましめる如き)に至つては甚だしい文字の遊戲であつて、愈々用字を複雑にしたものである。惟ふに萬葉集の假名は、漸次字母を増加し音訓を交用し來つた前期の一般傾向に、學者・詞人等の漢字力に任せた潤色的若しくは翫弄的用法を加へて成つたものと見るべく、従つて文學的或は趣味的用字法といふものが多量に含まれてゐると言はなくてはならない。

要するに奈良朝に於ける記・紀・風土記等に用ゐられた假名は、概して潤色的に複雑となつたと言はれるが、只其の一音一字式而も音借に限つて用ゐられたことだけは、原則としては極めて徹底したものである。然るに萬葉集に至つては、已述の如く音訓交用があり、加ふるに文學的・趣味的の分子が加つた爲に、愈々複雑となつたのであるが、其の末期に於ける一音一字音借に移つたのは、蓋し假名を簡易にする第一歩であつたのである。この事は自ら其の字母から難字を避け、複用を除く傾向を馴致して次の時代に移つて行つた。

試みに萬葉集卷二十の假名だけを集めて見ても、未だ字母に相當多畫の難字もあるし、亦其の複用も五六に止まらぬものがある。しかし其の中には次の如き用字の表れて來てゐることは注意すべきである。

伊弉何美斯 阿布知乃波那波 知利奴倍斯 和何那久那美多 伊摩陀飛那久爾 (卷五)

阿乎字奈波良 加是奈美奈妣伎 由久佐久佐 都都平許等奈久 布禰波波夜家無 (卷二十)

これらが如何に其の字母の常用平易なものを取り、而も同一字を反覆して顧みなかつたかを知るであらう。かの佛足石の歌は萬葉集最新歌より數年前のものと思はれるが、

美阿止都久留 伊志乃比鼻伎波 阿米尔伊多利 都知佐閉由須礼 知ミ波ミ賀多米尔毛呂比止乃多米尔

などの如く極めて簡易化してゐるのを見るであらう。この碑の歌二十一首(内四首缺損)のすべての假名を集めて見ると(清濁は一つとし、特殊假名を分つ)、表れる音凡て五十五の中、一音一字母のもの四十、二字母のもの十四、三字母のもの一となり、而して同音の反覆には必ずミ符(疊字)を用ゐてゐる。以て一般の簡易化を窺ふことが出来る、歌謡の表記は思ふにかゝる傾向を以て平安朝に入つたものである。

因みに附記したい一つは假名遣の事であるが、推古朝の條に於て説いたやうに、奈良朝及びそれ以前の我が假名遣には、彼の十三音の特殊假名があつて、之が語彙上又は語法上、二種類に遣ひ別けられ、決して混同されなかつたのである。而して其の區別は言ふまでもなく發音の差異に在ると見るべきものであるが、只萬葉集の東國人の歌(卷十四・卷二十)に於ては、これに違ふ例が多く、この音の別が已に存しなかつたか、或は混同が甚だしくなつたことを表してゐるやうである。中央に於ても平安朝に入れば、この區別が失はれて行つたもので、只エの二種別(ア行の衣とヤ行の延)のみ暫く存したに過ぎず、それも間もなく滅びて了つた。この事については、已に世に説いたものがあるから、此には省略に従ふことにする。本居宣長の古事記傳總論假字の事、石塚龍齋の假字遣奥山路、橋本進吉氏の「國語假名遣研究史上の一發見」、同氏の「上代の文獻に存する特殊の假名遣と當時の語法」、望月世教氏の「上代に

於ける特殊假名遣の本質に就て」などを参照するがよい。

眞假名文

奈良朝の散文は、その純・不純の差はともかく、漢文が標準文體であつた。而してそれらの間には往々宣命體のやうに助辭を小書き假名にして挿入するものもあつたが、歌謡の一音一字式のやうな假名木位の散文は未だ餘り見受けられなかつた。記・紀・風土記・萬葉集の歌謡の或物、又はそれらの本文の一部及び訓註等が純假名文と見らるべきものであることは勿論であり、又音義類に見える倭言の或物なども同種類のものであるが、これらはもと漢文の中に入る爲の假名書きであつて、獨立した散文とは言ひ難い點がある。それ故日常通俗にかゝる純眞假名文の行はれたか如何かを見るには、是のみでは尙不十分である。然らばこれら典籍以外に純眞假名文があるかと見るに、記紀時代に之を求めるとは勿論困難である。

之が爲に今姑く古文書の方面を一瞥するに、この期の古文書に於ける假名は、戸籍・計帳等に見える固有名詞に最も多く表れてゐること大寶戸籍のそれと同じであるが、この外に數はさして多くないにしても、普通名詞の假名で記されたものがある。而してそれらの内には單語としてばかりでなく、間々助詞や動詞を入れて、不完全ながら文を成しかけたものを見ることが出来る。茲には固有名詞は姑く措いて、普通名詞を純假名に記したものの一例を挙げる。

布能利 母豆久 古母 伊伎須 (天平六年造佛所作物帳)

加末多知 都我不 加由 阿米 万米毛知比 伊利毛知比 阿來良 (天平九年但馬國正稅帳の別筆記人)

山久豆 布乃利 美留 伎美 須惠鉢 佐良 毛比 阿都毛乃坏 阿志波琴履 (天平寶字六年雜物用帳紙背可買雜物註文)

この類は他の文書にも相當表れてゐるが、全然單語であつて未だ文の例とすることは出来ない。然るに天平勝寶二年

の奴婢見來帳(理)には、眞假名の單語のあるばかりでなく、奴婢の人相を記した間に、

石方与保呂久保尔在志比祢

鼻太乎理尔黑子

上久治比留尔黑子

などいふ文字があつて、殆ど文に近い表現である。尙天平寶字六年僧正美狀には、

春佐米乃 阿波礼——

などいふ文句が附記してあつて、一種假名文の斷片とも見られる。記・紀・萬葉に於ける假名の國文表記以外に、而も其の通俗的散文の標本の存するのは興味あることである。然るに我等は萬葉集最新歌に近い年代に於て、初めて完全な眞假名文の標本を見ることが出来るやうになつた。其の一つは裏面の文書によつて、凡そ天平寶字六年以前遠からざるものと見られるのであるが、手紙又は解文らしく、殆ど一音一字式眞假名から成立つてゐて、

布多止己呂乃己乃己呂美(乃)美毛止乃加多知支ミ多末つ尔多天万都利阿久

と書出したものであり、今一つは前記のものに酷似した手紙又は解文であつて、裏面の文書によつて、是亦凡そ天平寶字六年前後のものらしく、同じく一音一字式に、

和可夜之奈比乃可波利尔波於保末之末須美奈美乃末知奈流奴乎字氣与止

と書出したそれである。(南京遺文及び同附卷参照)この二つは難讀の所があつて未だ意味が完全に解されないが、形式から見て立派な眞假名文といつてよい。共に半草體に書かれ、而も極めて簡易な字母を以て記されたものであつて、已に全く漢文を離れたものである。従つて普通人の手によつて成つたものと思はれるが、歌謠の一音一字式とな

つた時代に於て、同一様式の散文の發生を見たのは殊に興味の深いものである。

翻つて以上の文書の假名の概観すると、先づ養老・神龜・天平頃の戸籍・計帳等に表れて來る固有名詞の假名は、大寶のそれと同性質のものであるが、決して記・紀・萬葉等に見る難字母もなく亦複用も少く、却つて大寶戸籍よりも簡易化してゐる感がある。次に前述の普通名詞若しくは語句・文章等の假名の如何に簡易であるかは言ふまでもなく、奈良朝文書の宣命書の假名の程度と合せ考へる時、これらに由つて普通一般に使用された假名の程度を見るべきであらう。今試みにかの二通の眞假名文の字母を集めた一表を示すことにする。

正倉院
文書 萬葉假名文假名字母表

ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
波	奈	太多 *田	佐	加可	阿
ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
非比 *日	尔	知	之	支伎	伊
フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
布不	*奴	都つ	湏	久	宇
ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
マ	祢	豆天		氣	
ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
保	乃	止	序蘇	己古	於

マ	ヤ	ラ	ワ	ハ
末万	夜	良	和	ト
ミ	イ	リ	辛	
美		利		
ム	ユ	ル	ウ	
牟	由	流		
メ	エ	レ	エ	
米		礼	惠	
モ	ヨ	ロ	ヲ	
毛	与	呂	乎	

* 田・日は訓讀の實字らしい。奴は奴婢の奴かとも思はれるが明かでない。

我等は奈良朝に於ける廣義の文學に表れた假名の極めて複雑であることを見たのであつたが、繰つて此の期の文書の上を見る時に、一方に通俗常用の假名があつて、それが極めて單純なものであることに氣附くのである。而してかかる種類の假名の使用者の中には、自ら難文字を知らないもの、漢文の作れないものがあつて、却つて極めて平易な假名を以て國語そのまゝの文を書創めるに至つたのである。こゝに純真假名散文は成立つたといふべきである。實に真假名文は漢字力・漢文力の強い學者の社會には發生しなくて、それらの力の弱い通俗人の手によつて作られたのであつた。

かくてあのやうな一音一字式而も字母の漸く簡易化した歌謠と、又このやうな一層簡易化した假名の散文とが流れて平安朝に這入つたものと見なくてはならない。而してそこに於て發生した草假名も片假名も、亦この種類の真假名

を本としたものであつて、決して外の種類のものではなかつたのである。

略體文字

大寶の戸籍帳にはっ・ま・ム若しくはゝの如き假名の略體文字のあつたと共に、合字の早(日下)、省文の寸(村)、草化の司(間)などの字體が見えて、やゝ漢字の日本式變形を見るに至つた。奈良朝に入つてはかゝる種類の文字が漸く多くなつて、先づ二合字鷹・帖トウ・豊ヒト・辱イヒキ・泉郎イナなどはこの期の典籍・文書等に表れてゐる字形である。その上、支那に存する文字に日本風の訓を施した梶カヂ・椛カク・嬋ツヅ・娠ユエなどの使用も出て來た。更に文字を合せて會意に作るものが盛に行はれ、先づ意によつて扁旁を添加した刈カ・笑ヤ・扶セなどの字形、意によつて扁旁を變改した桧ツギ・坏ツキ・鏡ナなどの字形を生じたのみならず、全く新に合字して椿ツバキ・榎エノ・鞆トモなどの國字といふものを作つた。天武紀十一年に境部連石積等に命じて新字一部四十四卷を造らしめられたとあるのは如何なるものか明かでないが、釋紀の引いた私記には梵字に似たものであるといひ、後世の學者は多く之を會意の合字であるとす。よし其の新字の如何なる種類のものであるかを詳にしないとしても、奈良朝に日本式の會意文字の行はれたことは明かな事實である。されど此等の種類は何れも未だ文字を略化するといふ點には關係しないやうに思はれる。

元來字畫は之を減ずることもあるが、増すこともあるのであつて、減ずることが必ずしも經濟的の意味ばかりではない。字畫の増減は其の源は支那にあることであつて、邦人の増減も多くは之に倣つたものやうである。古文書などに見える、京(京)・兄(兄)・土(土)にしても代(戊)・惠(惠)・軋(乾)にしても皆支那から傳へた字體らしいのである。しかし記・紀・萬葉などを見る時は、一二點畫の差異のみでなくて、其の扁旁を省略したものがまゝある。蜈蚣を吳公に、健を建に、弦を玄に作り、又は盛を成に、醜を鬼に、起を己に作るが如き是である。是等といへ

ども其の或物は支那に其の用法のあることは先哲の説いた所であるが、已に文字の簡易化といふ意味は加つて來てゐるものであらう。されど以上の諸種の省文は皆訓借の實字であつて、假名に關する限りには未だこの事がないのである。假名の止・支・只などを省文であると説く人もあるが、是等も皆支那や朝鮮からこの儘傳はつて來たらうことは、已述の如くである。

然らばこの期に於ては、彼のつ・マ・ムの如き略體文字は全く生じなかつたか。それは甚だ不明であるが、吾々の文獻は餘り多くの例を示さないと言はなくてはならない。只寶龜二年以前と推定される唐招提寺文書の家屋資財請返解案に

然毛ム甲可弟收止ム甲尹 父尔從生……

とある尹の如きは極めて珍しい一例である。之は伊字の省體であつて、當時の主格助詞イに使用したらうとは、橋本進吉氏の南京遺文解説に於て言はれた如くであらう。この尹がイの假名として眞假名の間に伍した例は、他に見當らないのであるが、平安朝の訓點假名の初期のものには見えて、凡そ天曆頃までは用ゐられたものである。

さてこの文書は宣命書きであつて、この「ム甲尹」は其の小記の部分である。およそ小記する場合に省文の行はれることは、古文書に屢々見る例であつて、先づ該文書に於て、某字とム字とを大記と小記とによつて書分けたのは、已に其の類例と言つてよい。正倉院文書天平五年皇后宮職移の割註に文選音義三卷の選字を巽に作り、同天平十七年民部省解の割註に廝人の廝字を广に作り、奈良朝の抄寫と推定される八十卷華嚴經音義の訓註（二行書）に、訓字を悉くいに作つてある如きは、皆狭小な面に書くことから起つて來ることであつて、伊字の如きも小記する爲、而も文案として粗書した爲に尹となつたものと見るべきであらう。省文者細記之用也（太宗春臺の和楷正訛）と言ふのは是

であつて、略體假名の發生する一つの主因を明かに説明したものである。ともかくこの省文が助詞を表す假名に於て表れ、而も省體假名を發生する根本原因に由つて出來たことを注意すべきである。

こゝに略體文字に關して顧慮すべき一つは、佛教關係の文字に略體の多いことである。正倉院文書の中に於て仏(佛)・并(菩薩)・并(涅槃)などは屢々見る所であるが、これは佛教關係の語であつて、無論支那から渡つた略字若しくは符號である。加之、佛者が書寫の際に簡易な文字を假借し、若しくは省文を行つたことは亦天平文書に見ゆる所である。般若經を波若經に作り、勝鬘經を勝万經に作る如き、又は法華經を法花經に作り、更に法化經に作る如き、毗婆沙論を比波少論に作る如きは假借若しくは省文である。かゝる手法は後世の抄物書きを馴致して、佛徒の文字に殊に多い。即ち繁用される多畫の文字の書寫の煩はしさから逃れる爲であつて、彼等は遂に一種の符號を作つて之を用ゐるに至つた。靈異記は平安朝のものであるが、其の現行本に仏・并などは勿論のこと、尺(釋)・余戈(餘歲)・炎(涅槃)・广(魔)・并(菩提)などの見えるのは、やはり佛者の手法と見なくてはならない。後世、メメ(聲聞)・ヨヨ(緣覺)・七火(涅槃)・四四(煩惱)等を盛に用ゐたのも亦同じである。之はもとより其の手法を支那より傳へて、更に發展させたものであつて、蓋し佛教の用語は其の音譯と訓譯とに拘らず、とかく多畫の文字が多いからである。而してこれは亦省文假名を作るに最も好適の手法であつて、平安朝に至つて訓點假名を略化せしめ始めたものは、恐らくこの手法に馴らされた佛者であらう。自分は片假名創始の功は佛者に歸すべきものであつて、儒家はむしろ佛者に倣つたものに過ぎないと思ふのである。

五 略體假名の成立(平安朝初期)

眞假名の簡易化

奈良朝末期に於て歌謡の表記が一音一字式となり、而も其の字母が漸次簡易となる傾向を取つて來たし、散文に於て純眞假名文が發生し、而も其の字母に於ては歌謡に比して一層簡易化してゐたことは已述の如くである。國語様式の表記はかゝる用字傾向を以て平安朝に入つた。

然るに此の期に入つて漢學は益々隆盛を來し、桓武天皇の延曆遷都から醍醐天皇の延喜・延長頃までは續いて、其の隆盛期ともいふべき時代を現じた。之が爲に和文學たる歌謡が一時潜伏の情態に陥つた。之は歌謡が學問界から離れて、低級な社會に下つたことを意味するものであつて、勢其の表記も簡易にならざるを得なかつたし、亦其の伴侶として簡易な假名文と手を取らなければならなかつた。かくて此の國風潜伏時代に胚胎したのが、漢文學から見れば低級な假名文であり、假名歌であり、やがて兩者が相携へた假名日記であり、假名物語であつた。而もこの間にそれらを表記した眞假名が草化を遂げたのであつた。而して一方學問界に在つては、已述の如く漢學の繁盛を極めたと共に、佛法も愈々流布し又新に興隆するものがあつた。これが爲に内外の典籍の講義、即ち漢文の和讀が盛に行はれたことは固よりである。漢文の和讀を假名で記すことは、已に記・紀その他の訓註や音義類の倭言に於て其の跡を見たのであつたが、この期に入つては其の訓法を講師から聴きながら、直接典籍の本文の間へ假名を以て書込むことが流行し出した。之を訓點といふ。而してこの訓點として書込む眞假名に、いつしか省略が施されつゝあつた。眞假名の草化と省略、これが草假名と片假名とを作り上げたのである。

先づ我等は此の期に入つての眞假名が如何なるものであつたかを觀察する必要がある。續日本紀をはじめ史籍の平安朝初期に出來たものには、歌謡及び宣命を記す爲に假名を用ゐてある。これらは範を書紀に取つた筈であるから多

少難字母や其の複用のあることは勿論であるが、書紀の陀羅尼式のものには全く見えなくなつた。

布智毛世毛 伎与久佐夜氣志 波可多我波 知止世乎万知天 湏賣流可波可母 (續日本紀)

那那都義乃 美与尔万和倍留 毛毛知万利 止遠乃於支奈能 万飛多天万川流 (續日本後紀)

などの假名の顯著に簡易になつたことを思ふ。歌謡には音訓交用體・宣命書き等もあるが、これらの假名の宣命と共に簡易なることはもとよりである。高橋氏文は宣命書きであるが、未だ多少古假名の難字母を残してをり、古語拾遺の如きは稀に^{キツ}厭^{キツ}息などの異文字を用ゐてあるが他は殆ど通俗平易のものとなつた。熱田神宮縁起は書紀から直接取つた歌謡もあつて比較的難文字があるが、それ以外のものの平易になつてゐることは事實である。

皇太神宮儀式帳は固有名詞・宣命書き及び物名等に假名を用ゐてあるが、其の體は凡そ天平文書の流を引いて、極めて平俗のものである。試みに物名を擧げて見れば、次の如くである。

阿世 多氣 志目加弥 阿良々支 角波濱 奈保利物

己曾岐 与己倍 保止岐 波佐布 波志 枳根 眞利 佐良 奈戸

これらも亦簡易といはなければならぬ。之と同一系統のものは後の延喜式の假名である。

さて純粹の歌謡の集に新撰萬葉集があるが、これは他に例の稀な音訓交用體であつて、而も殊に訓借假名を多用してある。蓋し萬葉集を摸して非なるものであつて、假名の音借は簡易であるが、訓借に異様なものが多くて、すべて文字に亂弄の色が濃い。むしろ一異例と見るべきであらう。日本紀竟宴和歌も主として一音一字式に多少の音訓交用體もあるが、概して書紀に摸したものであるから、假名に陀羅尼様の名残を止めてゐる。しかし時には極めて易字母をのみ陳ねたもののあるのはやはり時代といふべきである。

氣不利奈岐 也度遠女玖美之 須女良己曾 也曾度世阿末利 玖尔之良之氣札 (元慶六年)

美万支比古 与能奈加和多須 古々呂阿利天 奈久天者阿之支 不祢つ久利介利 (天慶六年)

神樂歌・催馬樂歌の撰定も、この期の初にあつたやうであるが、當時の本は残つてゐない。只最も古い書寫の譜本(天治本催馬樂抄・神樂和琴祕譜の如き)に由つて見るに、亦極めて平易な假名を以て陳ねられたらうことを想像し得るのである。

更に音義類の系統を引いたものの中、靈異記の假名はやゝ雜駁であつて、殊に音訓を混用し、字母の複用も多いが、亦難字はさして多くはない。新撰字鏡と和名抄とは兩者殆ど同程度のもので字母が著しく簡易でかつ似寄つてゐる。或は三四字の複用もあるが、標準字母が殆ど定まつてをり、而もそれが兩者甚だ相似寄つてゐる。更に本草和名が殆ど一音一字母の上に立つて記してあることは、此の類の最も簡易化したものである。

本草和名假名字母表

ア	阿	カ	加迦	サ	佐	タ	多太
イ	以伊	キ	岐支木	シ	之	チ	知
ウ	宇	ク	久	ス	須	ツ	都
エ	衣	ケ	介	セ	世	テ	天
オ	於	コ	古己	ソ	曾	ト	止

ナ	奈	ハ	波巴	マ	末万	ヤ	也	ラ	良	ワ	和	ト	
ニ	余	ヒ	比	ミ	美三	イ		リ	利	キ	爲委		
ヌ	奴	フ	布	ム	牟无	ユ	由	ル	留	ウ			
ネ	祢	ヘ	倍	メ	女	エ	江	レ	礼	エ	惠		
ノ	乃	ホ	保	モ	毛	ヨ	与	ロ	呂	ヲ	乎		

小記した文字は極めて稀に用ゐられるものである。その内木だけは正訓に用ゐてある。

而して之を字鏡や和名抄に比較する時、主要字母が殆ど相合ふことを見るのであつて、多少の個人的差異はあるとしても、已に普遍的の標準字母が自ら定まりつゝあることを示してゐる。

以上を總括すると、この期の眞假名は勿論まだ普遍的の統一はなく、人によつて其の用字も異なり、繁簡種々のものがあるけれども、概して奈良朝に比して遙かに簡易となつたのみならず、その内には又極めて簡易な用法の或物を見出し得るのである。これは明かに假名の使用が潤色的・戲弄的の趣味から離れて、眞に實用的・經濟的の心理に導か

れてゐることを示すものであつて、人々が自ら力めて通俗簡易な字母を選ばうとして、不識不知の間に普遍的標準字母を規定してゆく傾向を取つた所以である。惟ふに草假名・片假名は、眞假名使用のかゝる趨勢の間に生れたものである。

只因みに注意を惹きたい一つは、これら一音一字式音借の眞假名の中に、已に訓借字母の自ら交つて来て、いつか有力なものとなつてゐることである。音訓混用の事は大寶戸籍の假名に始まつてゐるが、之は記・紀の一音一字式に於て一たび醇化されて、更に萬葉集末期の一音一字を馴致したが、元來萬葉集の大部分が音訓交用であつて、常に其の不醇には馴らされてゐたので、已に一音一字訓借の或字母は音借のものと相伍しても、異色と認められないほどに慣用されたものがある。それ故萬葉集の一音一字式には、訓借假名の交つてゐるものが相當ある。

於登爾吉伎 目爾波伊麻太見受 (卷五)

湏美乃江乃 波麻末都我根乃 (卷二十)

などの如く、それが正訓として入ることは勿論であるが、

波都乎婆奈 波名爾見牟登之 (卷二十)

多奈妣久夜麻乎 古江且伎怒加牟 (卷二十)

などの如く、それが全然借訓したものがある。かの萬葉假名文に田・日などの字のあつたことは已述の如くである。しかるに此の期に入つた眞假名の中には、大概の場合に訓借字がまじつてゐるのである。續日本紀の歌にさへ「摩提丹」など記してゐるが、日本紀竟安和歌の前掲の例に女字者字が入つてゐることに氣附くだらうが、尙

阿磨能裏臂 俄彌農美飢野岐 耶佐賀耳廻 伊羽津儒波屢濃 巖莽登胡楚者鷄 (延喜六年)

の歌の書紀の用字を摸倣しながら、津字を入れたるが如きは好い例である。本草和名の用字表を見たならば、木・三・女・江などが立派に音借のそれらと相伍してゐるのを知るのであらう。之が自然に略體假名にも這入つて來て、草假名や片假名の字源を討ねる時、それが醇粹な音借ばかりでなくなつた所以である。

草假名

奈良朝末の歌謡・散文に用ゐられた眞假名が、平安朝へかけて草化して行つた經路を辿り得る資料は缺けてゐるが、天曆前後に至れば、始めて其の當時のものとして信じてよい草假名の資料を持ち得る。傳道風書秋萩帖・傳佐理書賀歌切などは少くも道風時代と見てよからうし、道風消息・貫之自筆土佐日記（定家臨摸の部）などは世の認める所である。傳貫之書自家集切も其の假名遣を檢すると、天曆頃若しくはそれ以前に置いてよいものと見られる。さて是等より以前にやゝ離れるが貞觀九年讚岐國戶籍帳に記入された大屬有年の文といふものがある。草假名資料の古いものは先づその邊に止まるであらうが、只我等はかの訓點に入つた草假名することに注意したい。大矢博士は其の著音圖及手習詞歌考に於て、空海時代の草假名字體を論じ、當時の訓點假名の表を示されたが、これらが獨立した文の中の假名とは見られないながら、とにかく草體の假名である以上、當時の假名文には用ゐられた字體であらうと考へなければならぬ。さればこの訓點假名のことを入れて考へる時、草體假名の資料は年代の明かなものでは、有年の文より尙四十年は溯り得るし、推定による訓點資料では殆ど平安初頭まで達し得るのである。

さて眞假名の草化して行つた原因は、之を簡單に考へることは出来ないけれども、先づ歌・文の一音一字式表記になつたことが、之を誘導したことは争はれない事實であらうし、亦假名の草化は必ずやこの一音一字式表記の歌・文に生じ來つたものであらうと想像されるのである。凡そ一音一字式表記は漢文若しくは音訓交用體に比しては著しく

冗長であることが、書記の煩はしさを感ぜしめ、自ら早書き・粗書きに走らせたものであらうと思ふ。奈良朝の萬葉假名文が已に半草體で書かれてゐるなども亦其の表れではなからうか。而して平安朝初期に表れた草假名について見るに、和歌はすべて一音一字の假名書きであつて、表訓の漢字は一つも見えないし、散文でも土佐日記の定家臨摸の部分は全然假名のみであり、自家集切の和歌の端詞が亦さうであることは、草化が一音一字表記の圃に發達したのを證するものではなからうか。尤も大屬有年の文や道風の書簡などには漢字を交へてゐるのであるが、これらは已に成立つた草假名文と漢文とを混淆した體とも見るべきであつて、草假名の本系は一音一字式と固く着いてゐたらしく見えるのである。

次に假名文の用ゐられた社會が、漢字を取扱ふ學問界からはより低い人々であり、従つてそれが表向・公向の所用でなかつたことも、假名を草化させた一原因に數へてよいやうに思ふ。凡そ私的な所用に文字の崩壊され易いことの例は、已に之を大寶戶籍其の他に於て見た所であつて、個人のもはもとより、他に對しても親しい間などには、文字を粗書することが許されるからである。特に和歌などが已に全然漢文から離れて了つたのであるから、其の表記に正楷の文字への調和を取るべき必要がなくなつたことも、文字を崩壊して顧みなかつた一つの原因と見ることが出来る。

さて草假名はもと漢字の草書といふ一定の型に遵つて書始められたことは固よりであるが、其の草化の度にも種々の階段があつて、行・草・極草といひ、或は獨草・連綿といひ、字形としては漸次簡單になつて行つて、遂には漢字の草書以上に變形して了つた跡を見るのである。これが漢字の日本に於ける獨特の變化であつて、假名の日本特有の文字となつた所以である。この點から見て、有年の文の如きは未だ漢字の草體を離れることが遠くなく、獨草の階段

土佐日記假名字體表

ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ら	や や	ま	は	な なれ	た	さ さ	か かう	あ
リ	イ	ミ	ヒ	ニ	テ	シ	キ	イ
り		み	ひ	に によ	て	し	き	い
ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
る		ん		ぬ	つ	あ	く	う
レ	エ	メ	ヘ	ホ	テ	セ	ケ	エ
れ			へ		て	せ		え
ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
		もん	ほほ	の	と	そ	こ	お

にゐるものであるが、土佐日記の如きは已に眞の草假名として成立つてゐると言つてよい。何となれば未だ素朴な所はあるものの、漢字の草書の域を脱してゐるものが多いからである。

ワ	わ	ヰ	ウ	エ	ヲ	ヤ
---	---	---	---	---	---	---

殊に我等は初期の訓點假名に於て、相當に簡單な草體を見得るのである。試みに年代の明かな訓點について、それらを拾つて見ると、

こしちぬまにゐゑ(成實論天長五年點)

こしたまゐ(金剛般若經讚述下嘉祥四年點)

おかくけこしせたつとはひやゆらるゐ(大智度論天安二年點)

などは有年の文以前のもの、

えおかくこしそたちてとはへめゆ(地藏十輪經元慶元年點)

あおしせへゑ(金剛般若經讚述上仁和元年點)

こしオせてへら(蘇悉地羯羅經略疏寛平八年點)

などはそれ以後、土佐日記以前のものであつて、殆ど今日の標準字體若しくはそれに極めて相近い字體を見出し得るのである。これらは少くも平安朝初期に於て、眞假名の日本的草化が相當進んでゐたことを物語るものではなからうか。

さてこの日本的草化は如何なる所に原因するかと考へるに、漢字の取扱ひには専門でない假名の使用者が、極めて

簡易な字母を選んで、書法にも關せず體裁にも拘らず、自由奔放に崩壊した所に在るのではないかと思ふ。初こそ漢字否其の行書・草書から出發してはゐるが、假名自身が已に表音の符號に過ぎないもの、實用的意義の強いものであることが、自ら彼等使用者をして自由に其の形を壞たしめて了つたのであらう。しかし只崩壊したばかりではなく、その假名が書道の人の手によつて洗鍊された一面のあることを思ふのである。其の洗鍊を経て成つたものが連綿體であつて、こゝに我が草假名は完全に出來上つたと言つてよいのである。私は奈良朝に於ける彼の萬葉假名文を見る毎に、彼の文字の如何にも漢字の書法に十分馴れない素人味をもつた半草であることを思ふ。而して平安朝初期の漢文の蔭に隠れた假名文には、あの手法を更に甚だしくした、言はば稚拙に崩壊された文字のあつたらうことを思ふのである。それが天曆前後に於ける書道の日本趣味勃興の氣運に遭つて、この崩壊された草體文字に磨きのかけられたのが、蓋し寛弘期に出來上つた流麗な連綿體であらうと思ふ。要するに草假名字體の成立は一面普通人の自由なる崩壊と、一面書道家の巧緻なる洗鍊とから來てゐるものと見られる。

次に草假名の字母について一考したいと思ふのである。草假名の資料の中古いものが如何なる字母を使用してゐるかといふに、今、有年の文、貫之自筆の土佐日記、道風書簡等について、その字母を楷書に翻して表して見ると、次の如くである。

以於可許之多太天止奈尔乃波比不末見无無毛与良利礼

遠ツ（遠かとも又世かとも）
（見える草體がある）（有年の文）

安以字衣於可支久己佐散之數世會多知つ天止奈那仁尔

奴乃波比マ保末美无毛也良利留礼和乎（土佐日記）

安以可支久之天止奈波末无也礼乎（道風書簡）

これらが一二（散・數の如き）を除いて常用平易な文字であることは勿論、この三種を比較した時、各字母の殆ど相合ふのも興味が多い。初の草假名の字母の如何に簡易な文字から取られてゐるかが明かであらうし、又かの萬葉假名文と比較して如何に相近いものであるかが知れるであらう。草假名や片假名が極めて簡易な文字から出發してゐると言つたのは之が爲である。

かくて初に出來た草假名は、むしろ却つて實用的に簡易であつたやうに考へられるが、書道の趣味が加はつて來たとき、それが洗鍊されたと同時に、亦却つて之を複雑にした點がある。即ち字母の多畫なものを取入れて、而もそれを複用することの放恣であつたことである。宇津保物語の國讓の卷には、假名の書方の一種として「男手はなちがきにかきて、同じ文字を様々に變へて書けり。」といふのがある。この男手は眞假名を言つたのか、秋萩帖風の假名を言つたのかは明かでないにしても、とにかく同音の假名に異字を多く用ゐたことを言つたものであつて、全く書道趣味から來たもの、實用文字としては遠ざかつたものである。かの秋萩帖や賀歌切の字母を検する時、甚だしく多畫なものを採り、かつ又同音に異字母を數多く複用したものであることは、誰しも氣附くことであらう。一例としてそれら二三の字母を取つて、楷書に翻して見ると、

以意移イ 可閑我駕カ 許己古故コ 之新志事シ 東登度徒ト 悲飛比非ヒ （秋萩帖）

憂有ウ 豈幾起キ 盤頗半葉ハ 本奉ホ 蒙毛モ 路婁ロ （賀歌切）

などが是である。恰も簡易から起つてゐる眞假名を、記・紀・萬葉に於て故意に複雑にしたのと酷似したものがある。後の高野切や傳行成書の朗詠集・古今集等にもこの種類が見える。同じ草假名でも道長の御堂關白日記に於ける和歌の如きは常用の假名に近いものであらうと思はれる。字母に難字がなく、複用が少い。従つて物語・日記などは、この程度の草假名で書かれたものであらうと思はれるのである。草假名が時代と共に簡易化して行つたことは言ふまでもないが、平假名の標準字體が定められた今日から顧みて、かの變體假名と稱するものが長く附き纏つて、言換へると字母の複用が許されて來た跡を見ると、草假名字體の完全なる統一は近い時代まで遂げられなかつたと言ひ得る。是が片假名とよほど趣を異にしてゐる點である。

片假名

眞假名の形態を最も自由に崩壊して一種の略體假名を發達させた原因は、言ふまでもなく内外典籍の訓點の記入である。片假名の起源を訓點記入にありとしたことは、村田春海の字說辨誤（平澤元愷の模微字說を論評した書）・假字大意抄及び山崎美成の文教溫故などに言ふ所であるが、之は首肯される考察である。已に觀察したやうに眞假名が單獨には容易に省文にならなかつた事實と、古い片假名の資料が皆訓點用として記されてゐる事實とが之を證するものである。

抑訓點としての假名は、漢文の行間に國語の助詞・助動詞・活用言の語尾を送つたり、文字の音訓を施したりするのであつて、字形のなるべく小なることを要し、かつ多くは講義を聽きつゝ記入するものであるから、字畫の簡易なることを要する。文字に對するこの二つの要求が眞假名の著しい簡易化を來したものと見るべきである。狭小なる場處に記入する文字の小形なるを要する爲に、其の點畫を略することの假名のみに限らないことは已に述べた所であ

る。あの省文の手法は訓點記入に必ずや行はるべきことである。次に訓點の記入は他から移寫する場合も勿論あつたらうが、多くは講師の講義を聴きつゝ記入することである。かくて其の記入の迅速を要する爲、記入者は恰も今日の速記者が符號を欲するのと同一情態に置かれたものである。是が爲に眞假名は現著に草化され若しくは省文されたものであつて、此の爲には彼等は單に假名ばかりでなく、繁用される實字をさへ略畫したものである。實に訓點の假名は小記かつ速記の爲に思ひ切つて字形を崩壞したのであつて、之こそ眞の文字書記に於ける時間・勞力上の經濟心理の意識的動きであり、其の文字は眞に實用の爲の文字であつた。漢字は之を意字として使用する間は、字形に意義を表す部分を有する爲に、其の原形を破壞することは甚だ困難であるが、音字として従つて少數に限られた文字として使用する段になると、或度まで崩壞しても、それが發音聯想をもち得るだけの形を残し、かつ各音各字の混同さへなければ足りるのであつて、訓點記入者が上述の要求から體裁や趣味を省みる違なく、只管實用に迫られつゝ漢字を符號化して行つたことは、亦頗る興味ある事實でなくてはならない。

訓點の假名の最も古いものの何時頃に存するかは無論明かでないが、今日まで調査された資料の範圍で、年代の明かな最古のものは天長五年點の成實論（正倉院御藏並に東大寺圖書館藏）であるが、故大矢博士が其の假名字體・假名遣其の他から推定して、これより以前に置かれた資料が尙數種ある。それらは多く正倉院御藏の點本であるが、内には眞假名本位であつて、略體の僅かに見え出したばかりの點が二三あつて、それらは奈良朝末期のものとも思はれるのである。しかしそれは單に推定であつて、他に何等かの證左を得ない以上畢竟不明であるが、成實論點が平安朝になつて三十年のものであるとした時、これら眞假名本位の種類を對比上奈良朝末期に置き、従つて訓點上略體假名の發生を奈良朝末期に溯らせても無理はないやうに感ずるが、斷定は暫く差控へなくてはならない。吉澤博士は假名

記入に伴つた點圖の發生などから考證して、平安朝初期からと言はれたのは、今の處最も妥當な説としなくてはならない。(古澤義則博士の本講「摩訶點本書目」参照)

さて初期に於ける訓點の假名は、已述の如く眞假名から始まつてゐることは勿論であつて、正倉院聖語藏御本の景雲寫根本説一切有部毗奈耶・同苾芻尼毗奈耶古點の如きは眞假名字母三十五あるのに對して、略體字母四つ(イ・小・ウ・毛)あるに過ぎず、唐寫阿毗達磨雜集論古點の如きは實に六十四五の眞假名字母に對して三十前後の略體字母を有するものである。其の初に於て如何に眞假名が用ゐられたかを知ることが出来る。今初期の訓點假名の一例として右に雜集論古點の字母表を掲げる。

阿毗達磨雜集論古點假名字體表

ナ	タ	サ	カ	ア
奈	多タ	佐タ	可カ	何
ニ	チ	シ	キ	イ
尔ケニ	知智地	之志四	支木茂	伊甲己い
ヌ	ツ	ス	ク	ウ
ぬ	つ	ス	久ク九	有ウ
ネ	テ	セ	ケ	エ
根	立天テ	世セ	氣家ケ	ヲ
ノ	ト	ソ	コ	オ
乃	止ト	常ソナ	己コ子兵	於

ハ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ヽ
波表	万未	ヤ	良良才	和	ク	
ヒ	ミ	イ	リ	キ		
比	美未		利リ理能	カ		
フ	ム	ユ	ル	ウ		
布スフ	牟ム元六		流流舌			
ヘ	メ	エ	レ	エ		
フ信	目米		シ			
ホ	モ	ヨ	ロ	ヲ		
保	毛モ	夜	呂ロ	乎		

字源についての注意

ラは衣の略、呉は吳であつて濁音ゴ、十は訓借ソ、ス・フは共に不の略、才は等^テの草省。

この表の眞假名が概して普通慣用の簡易な文字を取つてゐることは勿論であるが、只字母の複用のまだ大分あるだけである。而して數多い眞假名に略體の交つてゐるのは、眞假名から漸次略體を用ゐてゆく經路を見ることが出来る。殊に略體には草體もあり省文もあつて、其の區別をしてゐないことにも注意すべきである。尙主として音借であるが、其の内に訓借の少數の交つてゐることなどは言ふまでもないことであつて、亦草假名に於けると同じである。この訓點の假名は比較的複雑なものであるが、整理や統一に缺けた初期の情態を表した一例である。次に訓點中年代の明かな最古のもの成實論天長點の假名を擧げることとする。

成實論天長點假名字體表

ハ	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ク	ホ	ヘ	セ	マ	ハ	ノ	タ	タ	カ	ア
	キ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	ル	リ		ム	ビ	フ	チ	シ	レ	イ
	ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ロ	由	ム	フ	奴	ッ	ス	ク	テ
	エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	カ	カ	江	目	フ	ネ	天豆	セ	セ	テ
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	ハ		フ	ニ	ホ	ノ	止	ソ	コ	オ

(字源) しー己、或は記・紀・起などよりか、ヒー氣、ゑー眞、小ー奈、乍ー尔、トー波の草書はの初二畫、フー弥、フー与、
ー良の右側の一畫か、ロー罛、或は下部田の略か、フー列、或は例か、フー不明、フー乎。

この假名の二三を除く外字母が單用となつてゐること、三四を除く外皆省體となつてゐることは、極めて單純化されたもの、かつ片假名として已に進歩したものである。

茲に字母の單純化について言ふべき一つは濁音假名の失はれたことである。この事は眞假名の單純化したもの(本草和名の如き)がさうであつたし、草假名字母に於ても亦同様である。この清濁二音を同一字で表してさして不便を感じないことは、我が假名字特有のことであつて、もと國語音が一音に於ける清濁即ち無聲音・有聲音の聯合の極めて緊密である特性に本づくことを表してゐて、注意すべき事實である。眞假名に於て清濁の別の表れてゐることは推古朝乃至奈良朝に於て之を見たが、又必ずしも悉く之を別體の文字で書別けたものではなかつた。中には清音の文字で濁音をも表し、濁音の文字で清音をさへ表すことがあつた。しかし平安朝に入つても眞假名の中には未だ濁音を表す假名が多少なり残つてゐたのである。然るに略體假名に至つては殆どこの濁音字母を失つて了つた。只比較的早い時代の訓點には未だ其の名残を止めてゐたのであつて、かの雜集論古點に二三の濁音假名の存したことは前掲の表に明かであるが、尙正倉院御本一切部毗奈耶點に可と何、多と太を別ち、同景雲寫華嚴經點に久に對する具があり、同華嚴經探玄記點に之に對する自のあるが如きが是である。要するに眞假名の多い種類即ち極めて初期のものに之が残つてゐるのである。しかし成實論以下になると殆ど見られないやうであつて、この事が亦假名字母を單純にし而も整理してゐる一つの點である。

さて多くの訓點を比較して見ると、個人的には區々であつて未だ一般の統一がなかつたことは勿論である。先づ使

、	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ
、		ら	ヤ	万 丁 万	ハ	ナ	だ 大 太	た 左
	キ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ
		リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ
		利		三	比	二	千	之
	ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス
		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ハ	ノ
		流	由	牟	不	奴	ツ	?
	エ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ
		レ	エ	メ	ヘ			セ
		礼	江	女	マ			世
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ
			ヨ	毛	保		ト	ソ
			與	毛	保		止	曾

注意 一(ス)は漢の草體の偏かとも思はれるが明かでない。

右の表によつて、この頃の假名の如何に單純になつたかが明かであるし、已に其の字體の大半が後世のものに近づいてゐることを知るであらう。今試みに假名沿革史料に見える蘇悉地羯羅經寬平八年點・略述金剛頂瑜伽分別聖位修證法門經天慶六年點・蘇悉地羯羅經略疏天曆五年點に、辨中邊論天曆八年點・大乘掌珍論天曆九年點を加へて、其の

字母を集めて見ると大凡そ次の如くである。

阿	伊	宇	衣	於	加	支	久	介	己
左	之	須	寸	世	會	多	太	知	千
奈	二	奴	祢	乃	八	比	不	マ	保
万	見	牟	女	毛	也	由	江	与	
良	利	留	礼	呂	和	非	惠	乎	

之を眞假名の字母（本草和名など）に比べると、大體通つてゐて更に簡單になつたもののあるのみならず、己に略後の片假名字體を規定してゐるほど固定的になつてゐるのを覺える。勿論同時代でも一概には言はれないのであつて、漢書揚雄傳天曆二年點の如きは佛家と異系の儒家のものであるからであらう、其の字母に多少異なるものが見えるが、それでさへ己に十中九までは相合致するものである。

こゝに草假名・片假名に用ゐられた字母を天曆前後に於て比較して見ると、勿論それらの大部分は、草化にも省文にも兩用のものであるが、其の中の或ものには自ら差別のある事を見出す。例へば阿・伊が省文に用ゐられ、安・以が草體に用ゐられてゐる事實があり、加・万・牟の省文と可・末・无の草體との如きもほど同一の區別傾向をもつてゐる。又千・二・子・八・三・井などは片假名の爲に勢力を得て來た字母らしく、従つて草體になることは少いものであり、之に對する草體は知・尔・祢・波・美・爲などを以てするのが普通である如きが是である。これらは文字の形態によつて草體として用ゐるよいものと、又省文に適したものがあつて、自然後の兩假名字源の異なるものを規定してゐるやうに思はれるのである。

字母の固定する傾向と共に、眞假名即ち全畫の漢字の減少して行つたことも勿論である。元來調點假名は力めて簡易な字母を用ゐようとしたので、其の或ものは省文しなくとも、其のまゝ他の省文と同等簡略な字形があつて、筆致を書記に便利なやうに多少變するに止まるものがある。後のシ・チ・ニ・テ・ハ・ミ・井などが是であつて、殊に省文に伍すべき簡易な字母として採られたものらしい。この種の全畫字母は姑く省くとして、他の眞假名字體も大凡そ天曆頃に至ると、ほゞ取去られるやうになつた。尤も人により、流派によつて一概には言はれないのであつて、例へば彼の漢書揚雄傳天曆二年點の如き、又前掲の大乗掌珍論天曆九年點の如き、未だ皆五六乃至十に近い眞假名を交へてゐるのである。しかしそれらの一々の文字は已に同時若しくはそれ以前に於て、何れも省文の形を見出し得るものであつて、此の點から見れば、大凡そ天曆頃には前掲の字母は殆ど盡く省體を取つてゐたと見て差支ないと思ふ。

調點假名の中の草體が時代と共に漸次淘汰されて行つたことも亦確かである。漢字に調和する文字としては草體よりも省文の方が適することは勿論であつて、草假名が漸次調點假名から排除されたのは之が爲である。しかし草體は省體中に交つて大分後世まで用ゐられてゐるし、天曆頃にはだ相當混入してゐる。これらがほゞ排除されたといつてよいのは長保・寛弘以後でもあらうか。しかし人によつては随分後まで交用したものが見える。

省文字體の社會的に一定したのは何時かといふことも問題であるが、凡そ天曆頃までに表れた省文字體を集めれば今日の片假名の標準字體の殆ど九分までは見出し得るけれども、未だ使用に個人的の色が強くて、多く異字體の交用が行はれてゐる。嚴密に言へば、一字一體の統一までには現代までかゝつたと言はなくてはならないが、已に平安朝末期にはほゞ統一されたと言つてよいだらう。長承三年寫の打聞集は「(キ)・(早)・(ホ)の異體がある外、皆現代の片假名に近いといつてよい。殊にキの字體も併用されてある。康治元年寫の極樂往生歌は「早・禾(ワ)・」の異體を見る

が、これらも當時としては寧ろ普通流布の字體であつた。キ・サ・ス・セ・ネ・ホ・ニ・ノ・ミ・ヨ・ワ等は近古迄近世まで異體が兩用されてゐたが、それも草假名のやうな數多い複用ではない。やはり天曆以後は統一期に向つてゐるといつてよいであらう。片假名はそれが訓點用にのみ止まらず、之を交へて文を書出したことが、其の字體の社會的統一を促進した一因と考へなくてはならない。片假名交り文發生については後にいふことにする。

草假名及び片假名の如何に變遷して行つたかといふことは、尙精密に調査するべきであるが、已述のやうに私は未だ之をまとめて説くほど資料に目を通してゐないから、暫く以上の程度の敘述に止めて置くことを許していただきたい。この觀察には片假名の方だけでは大矢博士の「假名遣及假名字體沿革史料」を参考にするがよい。草假名に關しては書道から觀た尾上博士の「歌と草假名」・「平安朝時代の草假名の研究」などがある。

訓點には儒家の儒籍に施したものと佛家の佛典に施したものとがあるが、現存のものでは、古いものは佛典の方に多いのである。野宮定基の野記に乎已止點はもと南都法相宗の隱點（こもり）であつたが、其の後儒家に轉用された事を記してゐる（文敎證源所引の「新編日記」による）し、眞俗二點集の著者高昌敬も同様、儒家點は釋氏點から出たと説いてゐる。吉澤博士はこの二説を引いて、「其の基く所を知らずと雖も、余が調査せる事實によれば、此の説當れるものの如く……」と言はれ、更に博士家點の始祖は菅家であつて、菅家點は眞言宗圓堂點から出たのであらうと説かれた。（吉澤博士の「尙書及び日本書紀古鈔本」に加へられたる乎已止點に就て）之を惟ふに、假名を以て訓點を施すことも亦佛徒が創めたのであつて、儒家は之に倣つたものではなからうか。従つて眞假名を崩壞することも亦佛徒の手法が範をなしたものではなからうか。

眞假名を略して片假名を作る手法の起源については先哲に由つて屢考へられた所であつて、伴信友は其の假字本末に於て、吉備眞備公の片假名を作つた（信友はさう考へた）のは、支那の例に倣つたものであらうとして、字林廣

記にある琴譜の省文をあげ、片假名に酷似してゐるからとし、尙古書・佛書の略字の例をあげて、それらも自ら片假名を作つたのに似てゐると言つてゐる。省文の事はもと支那から傳つたものであらうが、片假名が何を倣つたかといふことは勿論出来ないけれども、只その省文の手法によつて作つたものだとは言はれる。私は已に述べたやうに、此の點に於て佛家は殊に早くからこの省文を用ひ馴れてゐたから、彼等が訓點に於て文字を符號化することは、直接例を字林廣記や正倉院文書にある琵琶譜などに仰がなくとも、自然に考へられた所であらうと思ふ。とにかく初こそ統一はなかつたものの、あのやうな省文の符號を案出したことは賞讃に値すべきものであつて、この點に於ても創始の功は寧ろ儒家よりも佛者に歸すべきものではなからうか。

終に乎已止點と假名點との先後については、吉澤博士が前掲の書中に、假名點に次いで乎已止點の起つたやうに説かれてゐる。やはりさう見るのが妥當のやうに思ふ。私の見た點本の内、正倉院聖語藏御本に景雲寫持人菩薩經があるが、この訓には句點と反讀符の外乎已止點がなくて、只助辭だけを眞假名で附けたものである。勿論加點年代は不明であるが、様式が極めて奇古であつて、何となく初期の訓點を想はせるものがある。恐らくかゝる助辭に乎已止點の代つたものではなからうか。

國語音の變化

草體・省體の假名の發生時代に於ける國語音の變化を、その假名遣から觀察して見ようと思ふ。この觀察は、草假名資料は已述のやうに少いから、主として訓點の片假名資料から行はなければならない。かの奈良朝に於ける特殊假名の二種別の平安朝に入つて失はれたことは已述の如くであるが、眞假名や訓點假名について見ても亦その事が立證される。只ア行・ヤ行のエの區別は平安朝初まで存してゐて、訓點では多く衣・江若しくは其の省文で區別されてゐ

た。大矢博士の假名沿革史料によれば、この區別は大凡そ天曆までは保たれてゐたことが分る。但し博士は後に調査された地藏十輪經元慶元年點にこの區別を誤つたものがあるので、普通には區別のあつたものを、個人的には已に早く誤つたものもあつたであらう、とにかく注意すべきであると言はれた。眞假名の資料に於ても續日本紀は勿論、靈異記・祝詞式・新撰萬葉集・新撰字鏡・日本紀竟宴和歌・本草和名等に於て一二の例外を除いては、衣・江の表記を明かに區別してゐるが、之を混同しかけたのは、延長年間に出來た和名抄であつて、以後は殆ど混じて了つたのである。この事を調査したものには、奥村榮實の古言衣延辨があり、大矢透博士に同補證がある。

かくてほど天曆頃までは、國語音は四十八音（濁音を別にして）あつたものが、それ以後から一音減じて四十七音になつたわけである。かうした點の精確な時代は、年代の確かな資料の假名遣の調査に由つて明かになることであり、其の時代が定まれば、年代不明の資料もこの假名遣によつて其の年代が推定されることになる。尙平安朝の手習手本として表れた「あめつちの詞」、「いろは歌」があるが、之は其の出來た當時の國語音全部を以て、同音を繰返さない詞や歌にしたものである。而して「あめつちの詞」には、アヤ二行のエが別れてゐて四十八音から成り、「いろは歌」はエが只一つより外なくて四十七音から成つてゐる。之を前の分別・混同に照して、一方は天曆以前の作成であり、一方は天曆以後の作成であるといふ鑑定がつく譯である。

次に略體假名發生時代に於て、一つの著しい音韻現象は古いハ行音のワ行音で表されてゐる語のあることである。それはウルハシといふ語の中の音ハがワと書かれてあることである。古事記に宇流波斯、萬葉集に宇流波志とあるのに、此の期の訓點物にはウルワシと書かれてゐる。西大寺の金光明最勝王經古點は天長前後のものとして推定されるが、其の内の彩字にウルワシキと假名づけ、地藏十輪經元慶點には美字や麗字を同様に假名つけてある。而して眞假名訓

では靈異記と新撰字鏡とに見えてゐて、已に弘仁時代に語の中のハのワに變じてゐることを證するものである。ハ行音が語の下にあつてワ行音に變じた例は奈良朝にもあつて、萬葉集にカホの音に杲(カラ)の字を宛てたのでも知れるし、古地名の借字に高良(カハラ)・早良(サハラ)などあるのでも知れる。このワ行音に變ずるハ行音は重唇音でなくて輕唇音であつたことを證據立てる資料となるのである。何となればpよりもbの方がwに變じ易いからである。それで、我がハ行音の子音は少くも奈良朝に已にbであつたらしく、平安朝は無論さうであつて、其の中期以後、語の中下に於けるハ行音が盡くワ行音に變じて了つたのである。されど略體假名成立の天曆頃までには、このウルワシより外多く見えないのである。尙已述の金光明最勝王經古點にはウルワシとある一方に、ウルハシミ(親)ともあつて、恰もその頃變りかけて何れにも言つたらしく見えるのである。

次に奈良朝文獻に於て、早く權を加伊萬葉申を麻宇勢萬葉・麻宇佐牟佛尼石歌、持チテを母豆萬葉、神風を加牟加是記などあつて、所謂音便らしいものが見え出してゐるが、この期に至つては、音節の母音(イ・ウ)化並に撥音(ム)化などが漸次多く表れて來るのである。(引例の假名はすべて今體に改めた)

次至 垣ツカヘ 墟ツカヘ 徐徐ホボホボ (願經四分律古點)

次第 (大智度論天安點)

覆カハシ 陶ホシ 浸ホシ 呵ホシ (地藏十輪經元慶點)

使ツカム (蘇悉地羯羅經略疏寬平點)

蔑ナイ (同 右 天曆點)

釐サヘニスル 鑿ツカ 乎カ 被カ 杖ツ 戲マ 徐ホ (漢書揚雄傳天曆點)

五 略體假名の成立

これらは此の頃の草假名文などにも見える所であつて、相照してこの種類の變音の漸く盛になつてゆくことを見るに足るのである。之は今少し精密に觀察すべきであるが、假名の發達には只附録にすぎない事柄であるから、今は簡略に止めておく。

假名と文體

草假名字體が眞假名文の草化から來たとしたならば、草假名はそのまゝ草假名文體として發達したものであるから、草假名字體の出來ることが、即ち草假名文體の成立つたことである。言ひかへると字體と文體とは不可離の關係にあつた。而して草假名は已述のやうに、和歌や和文又はその結合から成立つた文章、即ち漢文から全然手を切つた表現に結び付いてそれを書馴らしたから、草假名は自然和歌・日記・物語などの國語本位の表現に用ゐられて流れた所以である。漢文には縁の遠い女子が専ら使用して之を女手と言つたのもこの爲である。

然るに片假名字體は元來訓點に起つたものであるから、初からそれを以て獨立の文を書くに用ゐたか如何かは疑問である。少くも片假名を用ゐて綴つた獨立の文章は、古い時代殊に天曆以前などには見られないのであつて、この點は草假名文より後れてゐるやうにも思はれるが、しかし已に片假名が成立つた以上、それを以て文章を綴ることもあり得ることであつて、其の起源は相當古くあつてよい筈である。橋本進吉氏が南京遺文の中に南京遺文の補遺として舉げられた石山寺の淳祐（天曆七年寂）の漢文の中に、輪字の代りに○形を、羅字の代りにラを用ゐてあることは、文獻として頗る珍しいものであつて、僧徒等の文を書く時にも、片假名の相當用ゐられたらうことを想像させるに有力な資料である。しかし之はまだ片假名交り文とは言はれないのであるが、大矢博士の假名遣及假名字體沿革史料を見る人は、其の中の西大寺藏の金光明最勝王經古點（大矢博士の弘仁承和の間の加點と推定した）に片假名交り宣命

體の文を見出すであらう。(同書五頁参照)片假名交り宣命體といふのは、祝詞・宣命の文體の形式語の部分を略體假名で小記した體を指すのである。この經にはこの種のものが獨立の文として訓點の傍に書込まれてあるが、まだ乎已止點を用ゐたり、反讀したりしてゐるが、とにかく漢字の實辭を本位として、虚辭を片假名にして小記したものである。尙成實論天長點と同一點であり、従つて時代も相近いものと見るべき金光明最勝王經註釋古點には已に書下しの宣命體が見えるのである。

意云斯ノ惠眼與法眼トテ修スル事圓滿シタマヒタルニ由テ (假名は今體に改めた)

などの如きが其の一例である。さうすれば少くも天長前後に於て、已にかゝる片假名交り宣命體が成立つてゐたと認むべきである。この文體は草假名文とは違つて、漢文に親しみ漢字を多く使用し得る佛徒・儒家等が、漢文を和讀するために施した訓點に發生させた片假名を用ゐ、其の施訓の手法を其の儘取つて自作の文に書創めたものであつて、従つて其の始は漢文様式の部分を交へてゐたが、漸次國語様式の書下しにして來たものである。而して之は早く成立つてゐた眞假名宣命體の假名だけを略體化したものとは言はれないのであつて、寧ろ訓點假名發達に伴つて新しく創められた宣命體と見る方が妥當であると思ふ。而してそれが漢文に伴隨して發達した文體であるから、漢語・漢字を本位とするのであつて、國語・草假名を本位とした文とは全く反對の位置に立つべきものである。従つて男子而も學者の使用體として流れた所以である。三寶繪詞(片假名本)・打聞集・今昔物語の如き叢話、江談抄・古事談などの如き隨筆日記、或は保元・平治・平家などの軍記物も古い形は必ずこの片假名交り宣命體であつたものと見なくてはならない。

元來我が國の文章は大別して漢文體と國文體との二つになるが、漢文體は純漢文體と和化漢文體とが長く流を引い

てゐるし、國文體には用字上漢字體と假名體とがある。漢字體とは祝詞・宣命の宣命書きを指すのであつて、成立當時のまゝ略體假名を交へず今日まで流れてゐる。假名體は更に二つに別れて、國語本位従つて漢字本位のもものが、草假名文として發達し、漢語本位従つて漢字本位のもものが、片假名交り文として發達したのであつて、勿論後には其の假名字體を取替へた純片假名文や漢字平假名交り文も生ずるのであるが、略體假名成立當時に發生した文章は、明かに假名字體の種類と文體の如何とは固く結び付いて對立してゐたやうに考へられる。

後記

私はこの小稿の前半を終へた時、已に約束の紙數に近くなつてゐたので、後半に於て出来るだけ縮小を試みなくてはならなかつた。前半以上の紙數をほしい後半が愈々不徹底になつたことは勿論、甚だしく前後の權衡をも失して了つたことをお斷り致しておく。

(昭和八年一月三十一日稿)

昭和八年四月十五日印刷
昭和八年四月二十日發行

岩波 講座 日本文學
第二十回配本

版權
所有

編輯發行
印刷者
東京市神田區一ツ橋通
岩波 茂雄
印刷所
東京市神田區錦町
精興社

大森製本

發行所 東京神田一ツ橋通 岩波書店



EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 02955 6040

PL
545
K27